

# 令和4年度第1回垂井町地域公共交通会議

とき:令和4年6月23日(木)10:00

ところ:垂井町役場2階 協議会室

## 次 第

1 会長あいさつ

### 2 議 事

(1)垂井町地域公共交通計画について

資料1

(2)令和5年度生活交通確保維持改善計画について

資料2

3 その 他

## 令和4年度 垂井町地域公共交通会議 委員名簿

No.	区分		団体等	役職	氏名
1	1号委員	町長又はその指名する者	垂井町	副町長	片岡 兼男
2			スイトラベル株式会社	取締役社長	梅村 和行
3	2号委員	事業者	岐阜近鉄タクシー株式会社	業務部長	高橋 政信
4			名阪近鉄バス株式会社	乗合バス営業部長	山田 規光久
5	3号委員	事業者団体	公益社団法人岐阜県バス協会	総括事務局長	木村 治史
6			垂井町地区まちづくり協議会連絡会	代表	中谷 光雄
7	4号委員	住民代表	垂井町老人クラブ連合会	代表	久保田 賢三
8	5号委員	運輸支局	中部運輸局岐阜運輸支局	首席運輸企画専門官	宮川 高彰
9	6号委員	運転者団体代表	名阪近鉄バス労働組合	執行委員長	加藤 浩司
10			岐阜国道事務所大垣維持出張所	所長	日向 保夫
11	7号委員	道路管理者	大垣土木事務所施設管理課	課長	辻 洋介
12	8号委員	垂井警察署	垂井警察署交通課	課長	林 隆彦
13			岐阜県都市建築部都市公園整備局公共交通課	課長	佐藤 智紀
14	9号委員	町長が必要と認める者	垂井町総務課	課長	藤塚 康孝
15			垂井町建設課	課長	多賀 靖

委嘱期間: 令和3年6月25日～令和5年6月24日

# 令和4年度第1回垂井町地域公共交通会議 配席図

会長:垂井町副町長  
片岡 兼男

中部運輸局岐阜運輸支局  
首席運輸企画専門官  
宮川 高彰

名阪近鉄バス労働組合  
執行委員長 久保田 直治  
代理:書記長 佐藤 和幸

岐阜国道事務所  
大垣維持出張所  
所長 日向 保夫

大垣土木事務所  
施設管理課  
課長 辻 洋介

垂井警察署  
交通課  
課長 林 隆彦

岐阜県都市建築部  
都市公園整備局公共交通課  
課長 佐藤 智紀  
代理:主事 玉木 竣

事務局



スイトラベル株式会社  
取締役社長 梅村 和行  
代理:バス事業部  
部長 西川 勝則

岐阜近鉄タクシー株式会社  
業務部  
部長 高橋 政信

名阪近鉄バス株式会社  
乗合バス営業部  
部長 山田 規光久

公益社団法人  
岐阜県バス協会  
総括事務局長 木村 治史

垂井町地区  
まちづくり協議会連絡会  
代表  
中谷 光雄

垂井町老人クラブ連合会  
代表  
久保田 賢三

垂井町総務課  
課長  
藤塚 康孝

垂井町建設課  
課長  
多賀 靖



傍聴席

# 垂井町地域公共交通計画

## (令和4年度改訂)

垂 井 町



# 目 次

## 第 1 章 計画の概要

1.1 計画策定の趣旨.....	1-1
1.2 計画の区域.....	1-1
1.3 計画の期間.....	1-1

## 第 2 章 地域及び公共交通の現状

2.1 地域の現状.....	2-1
2.1.1 位置・地勢.....	2-1
2.1.2 人口.....	2-2
2.1.3 人の動き.....	2-10
2.2 公共交通の現状.....	2-12
2.2.1 垂井町の公共交通網.....	2-12
2.2.2 JR 東海道本線 垂井駅 .....	2-13
2.2.3 路線バス.....	2-16
2.2.4 巡回バス.....	2-16

## 第 3 章 旧計画の評価

3.1 旧計画の概要.....	3-1
3.1.1 旧計画の将来像及び基本方針.....	3-1
3.1.2 旧計画の計画期間.....	3-1
3.2 旧計画の事業実施状況.....	3-2
3.2.1 路線再編.....	3-2
3.2.2 利用促進.....	3-2
3.2.3 仕組みづくり.....	3-2
3.3 旧計画の目標達成状況.....	3-3
3.4 旧計画の評価.....	3-3

## 第 4 章 住民ニーズ

4.1 バスに関する要望受付簿の整理.....	4-1
4.1.1 実施概要.....	4-1
4.1.2 分類別の意見件数.....	4-1
4.1.3 バス停の新設・移設やルート見直しに関する主な意見.....	4-1
4.2 車内アンケート.....	4-3
4.2.1 実施概要.....	4-3
4.2.2 結果.....	4-3

## 第 5 章 地域公共交通の課題

## 第6章 垂井町が目指す公共交通の将来像

6.1 上位・関連計画における公共交通の整備方針.....	6-1
6.1.1 垂井町第6次総合計画.....	6-1
6.1.2 垂井町都市計画マスターplan.....	6-2
6.2 地域公共交通の将来像とその実現に向けた基本方針.....	6-4
6.3 評価指標.....	6-5

## 第7章 事業計画

7.1 事業概要.....	7-1
7.2 路線見直し.....	7-1
7.2.1 ダイヤの編成.....	7-1
7.2.2 ルート変更及びバス停の移設・新設.....	7-3
7.3 利用促進.....	7-6
7.3.1 高頻度利用者への割引制度.....	7-6
7.3.2 運転免許証自主返納支援.....	7-6
7.3.3 広報・情報提供.....	7-7
7.3.4 パブリックスペースの活用.....	7-7
7.3.5 住民意見や事業者意見の収集.....	7-8
7.4 隣接市町との連携.....	7-9
7.4.1 稲葉線のバス停新設.....	7-9
7.4.2 隣接市町との境界付近におけるバス停の維持・新設.....	7-10
7.5 スケジュール.....	7-10
7.6 計画の推進体制.....	7-11

# 第1章 計画の概要

## 1.1 計画策定の趣旨

垂井町では、平成27年3月に「垂井町地域公共交通計画（平成27年度～平成29年度）」を策定し、その計画に基づき平成27年10月に巡回バスの見直しを行いました。見直し以降約4年が経過し、利用者数が増加している一方で停留所の増設や逆回り運行、垂井駅における巡回バスと鉄道の接続時間の改善など住民から様々な要望が寄せられています。また、令和元年9月の庁舎の移転により人の移動の変化が見られます。

このような背景のもと、さらに利便性が高く、住民ニーズにあった巡回バスを運行するため、利用実績や要望を踏まえた巡回バスの見直しを行うとともに、新たな目標値の設定等を行い、「垂井町地域公共交通計画」の策定を行います。

なお、令和6年度からを計画期間とする地域公共交通活性化再生法に基づく計画を令和5年度に策定するため、この計画の計画期間を令和5年度まで延長します。

## 1.2 計画の区域

計画の区域は、垂井町全域とします。

## 1.3 計画の期間

計画期間は、上位計画である垂井町第6次総合計画のテーマ別戦略（5年計画）と整合を図るため、令和2年度（2020年度）～令和4年（2022年度）度の3年間としていましたが、令和6年度からを計画期間とする地域公共交通活性化再生法に基づく計画を令和5年度に策定するため、この計画の計画期間を令和5年度まで延長します。





## 第2章 地域及び公共交通の現状

### 2.1 地域の現状

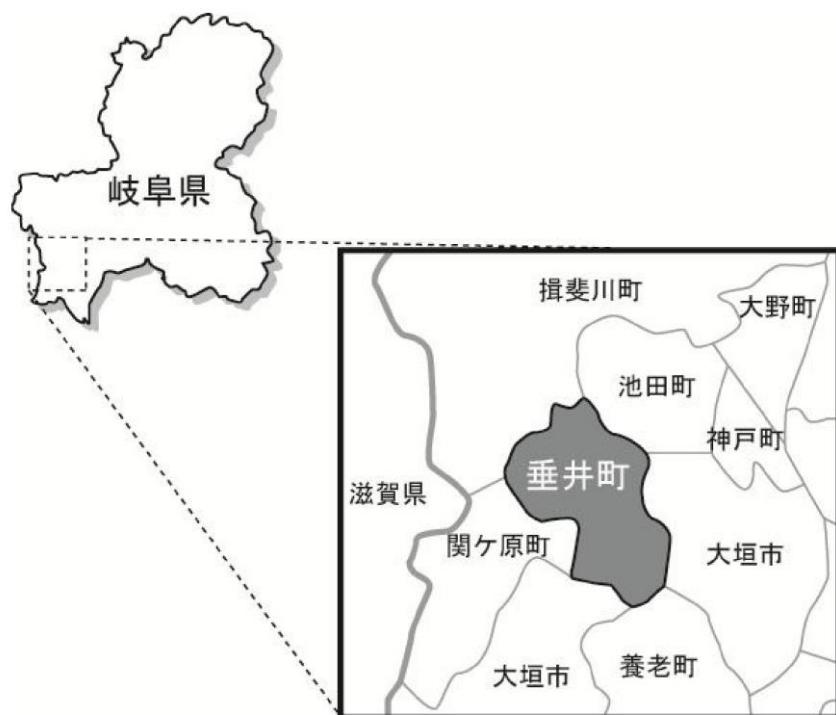
#### 2.1.1 位置・地勢

垂井町は、岐阜県の南西部に位置し、東は大垣市、西は関ヶ原町、南は養老町、大垣市（旧上石津町）、北は池田町、揖斐川町に接しています。

また、町域の約6割を山林が占め、残りの4割が平坦地となっており、町の中央部には岩手川、大石川、大滝川、梅谷川などの溪流を合わせた揖斐川水系の相川が流れ、これらの河川の扇状地が町の中央から東部・南東部にかけて広がり、濃尾平野に続いています。

北部から北西部にかけては池田山地が連なり、南西部には南宮山地がそびえています。西部は両山地に挟まれた狭い平坦地となっており、この平坦部が畿内と美濃以東を結ぶ重要な交通路であったため、古来より交通の要衝となっていました。

図表 2-1 町の位置

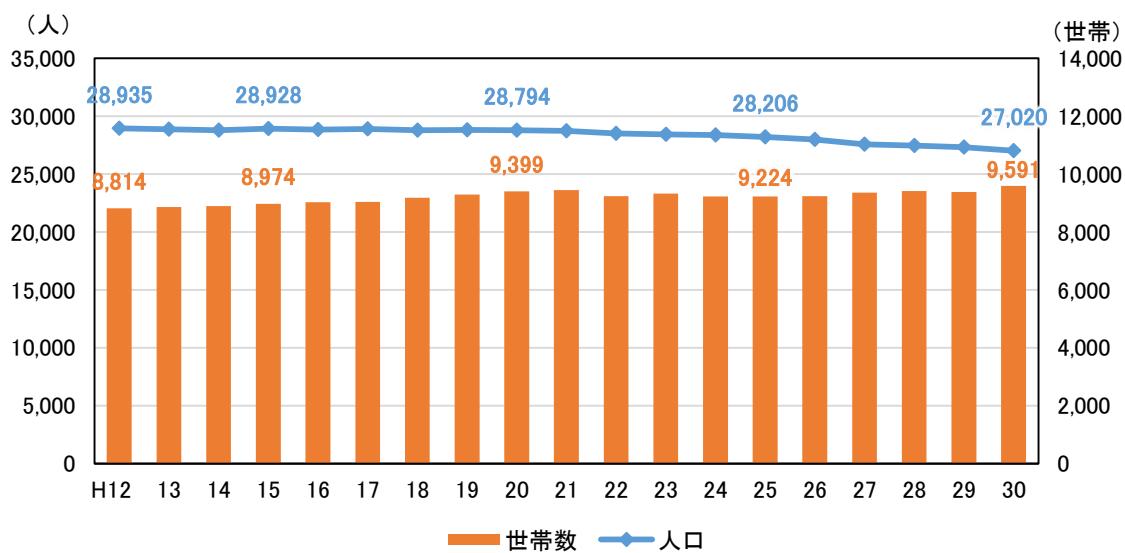


## 2.1.2 人口

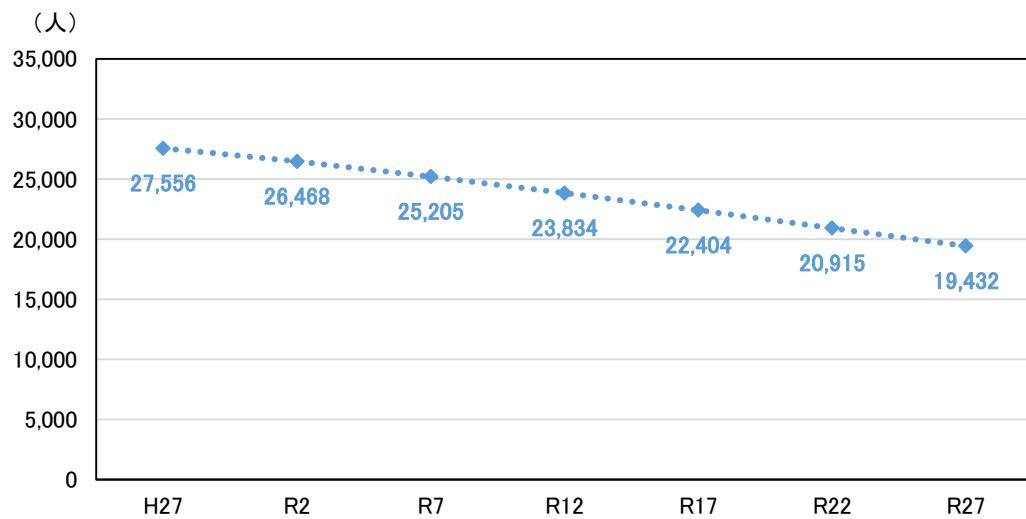
### (1) 人口・世帯数の推移

- ・人口は、平成12年以降減少傾向にあり、平成30年に27,020人となっています。
- ・世帯数は、増減はあるものの概ね増加傾向で、平成30年に9,591世帯となっています。
- ・国立社会保障・人口問題研究所による推計結果によると、今後も町の人口は減少していくと推計されています。

図表 2-2 人口・世帯数の推移



データ：岐阜県人口動態統計調査(平成12年～平成30年)



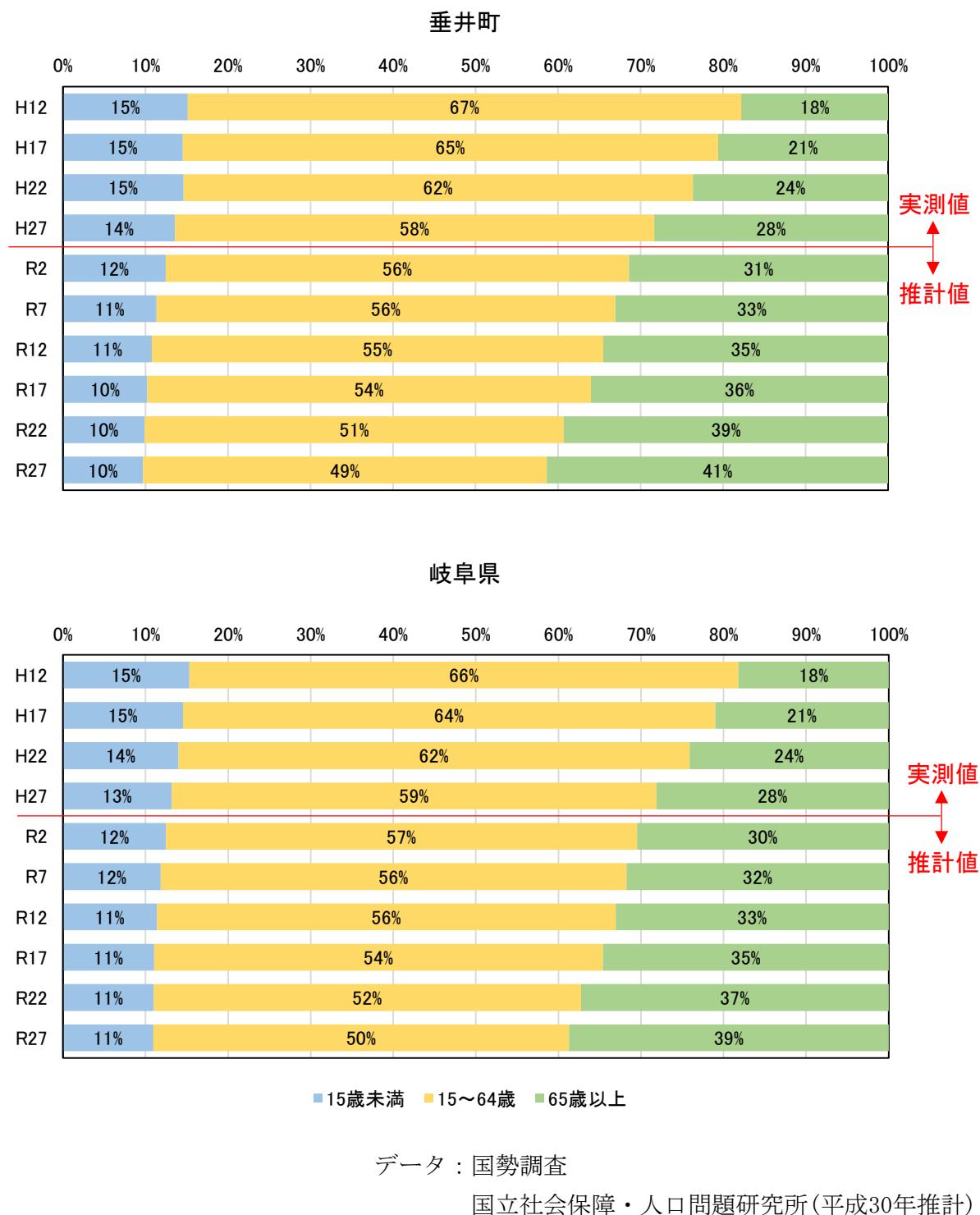
データ：国立社会保障・人口問題研究所(平成30年推計)

※H27は国勢調査による実績値

## (2) 年齢3区分別人口の割合の推移

- 平成27年の高齢化率は28%であり、これは岐阜県平均と同程度となっています。
- 国立社会保障・人口問題研究所による推計結果によると、今後65歳以上の割合(高齢化率)は徐々に高くなり、令和27年には41%となると推計されています。

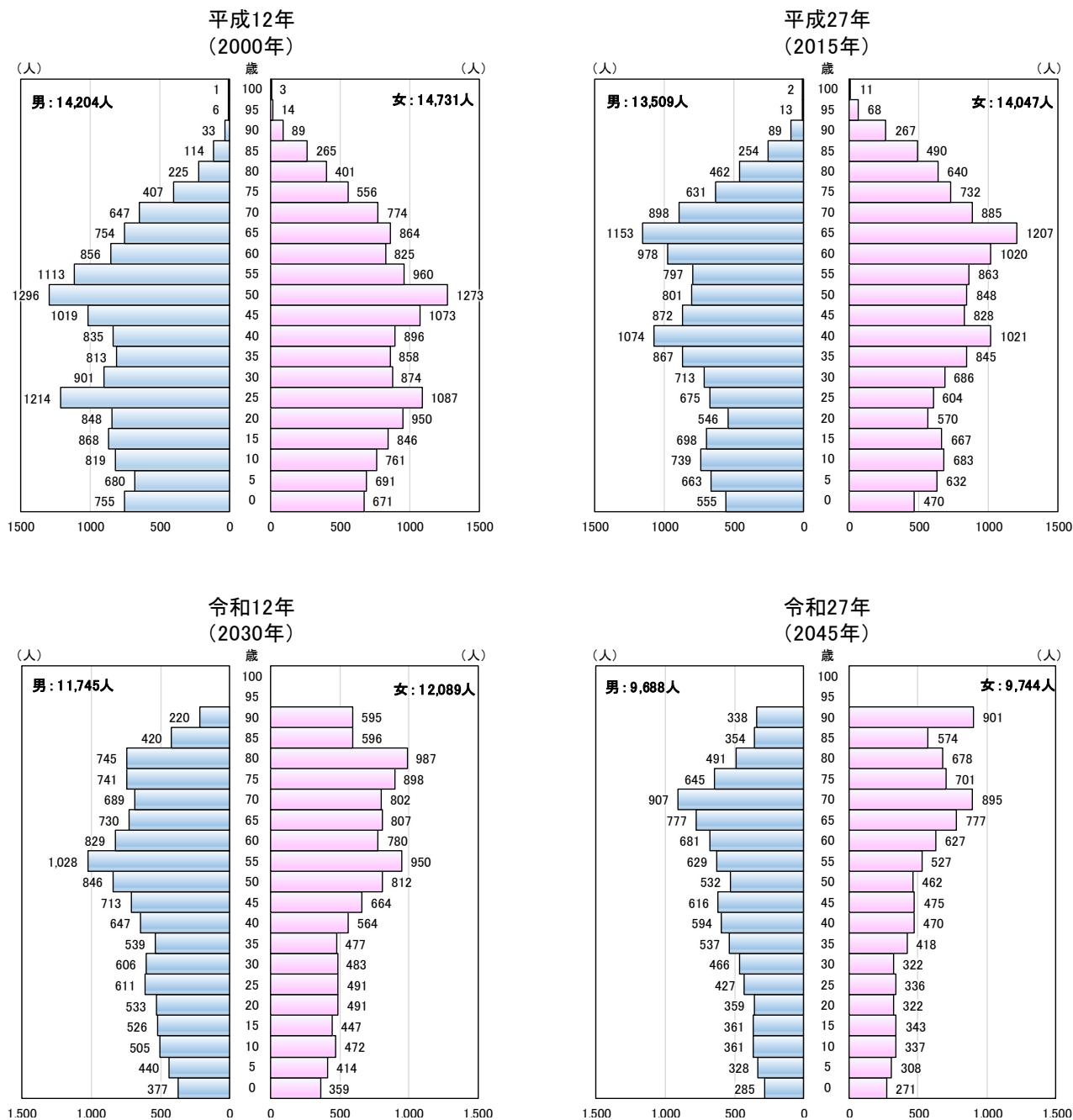
図表 2-3 年齢3区分別人口割合の推移



### (3) 人口ピラミッド

- 平成27年は、40～45歳、60～65歳をピークとするひょうたん型を呈していますが、国立社会保障・人口問題研究所による推計結果によると、今後は少子高齢化が進行し、令和27年にはつぼ型になると推計されています。

図表 2-4 人口ピラミッドの推移



データ：国勢調査

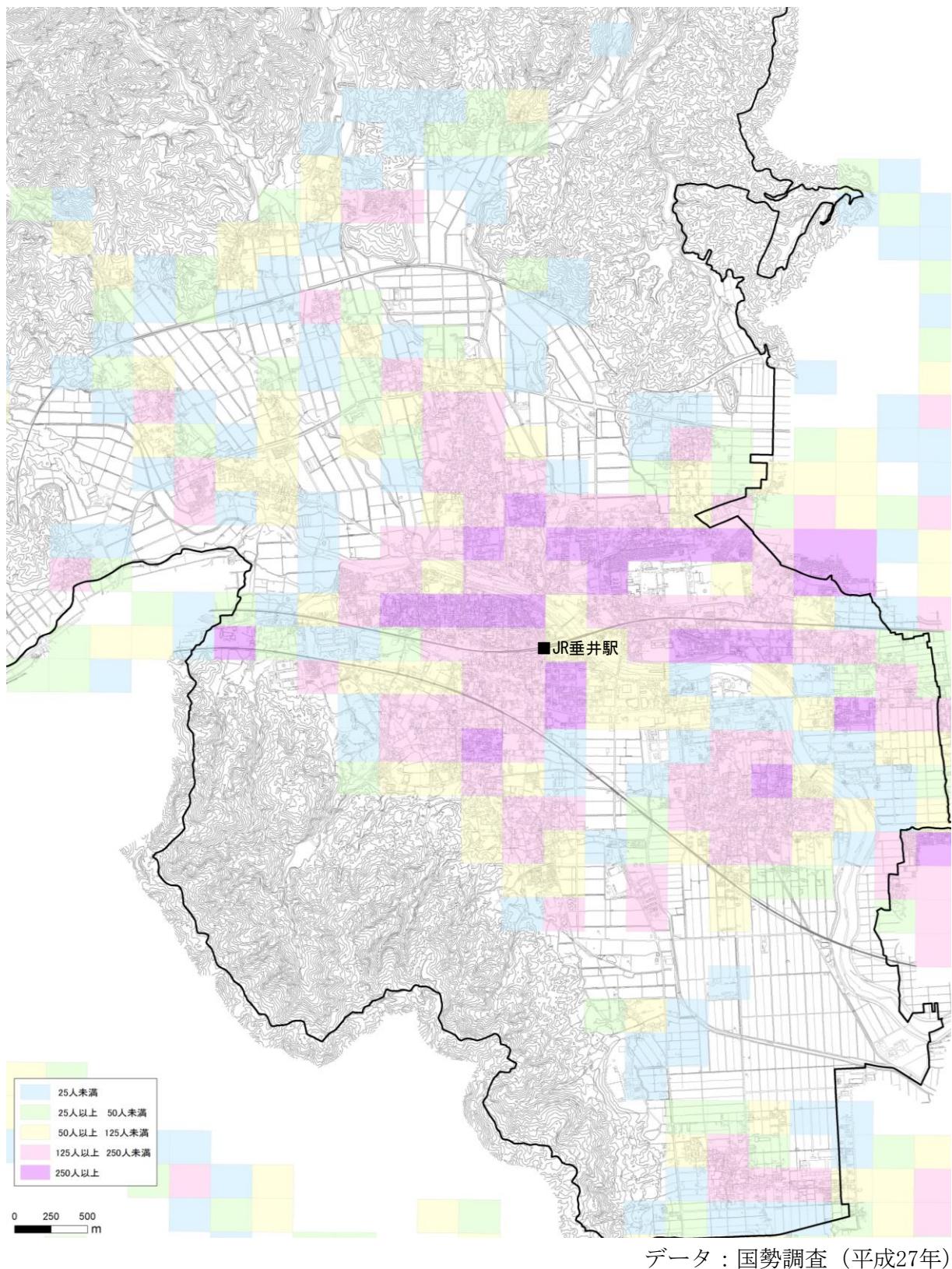
国立社会保障・人口問題研究所(平成30年推計)

#### (4) 人口分布

##### 1) 総人口

- ・人口は町の中央部周辺に集中しています。

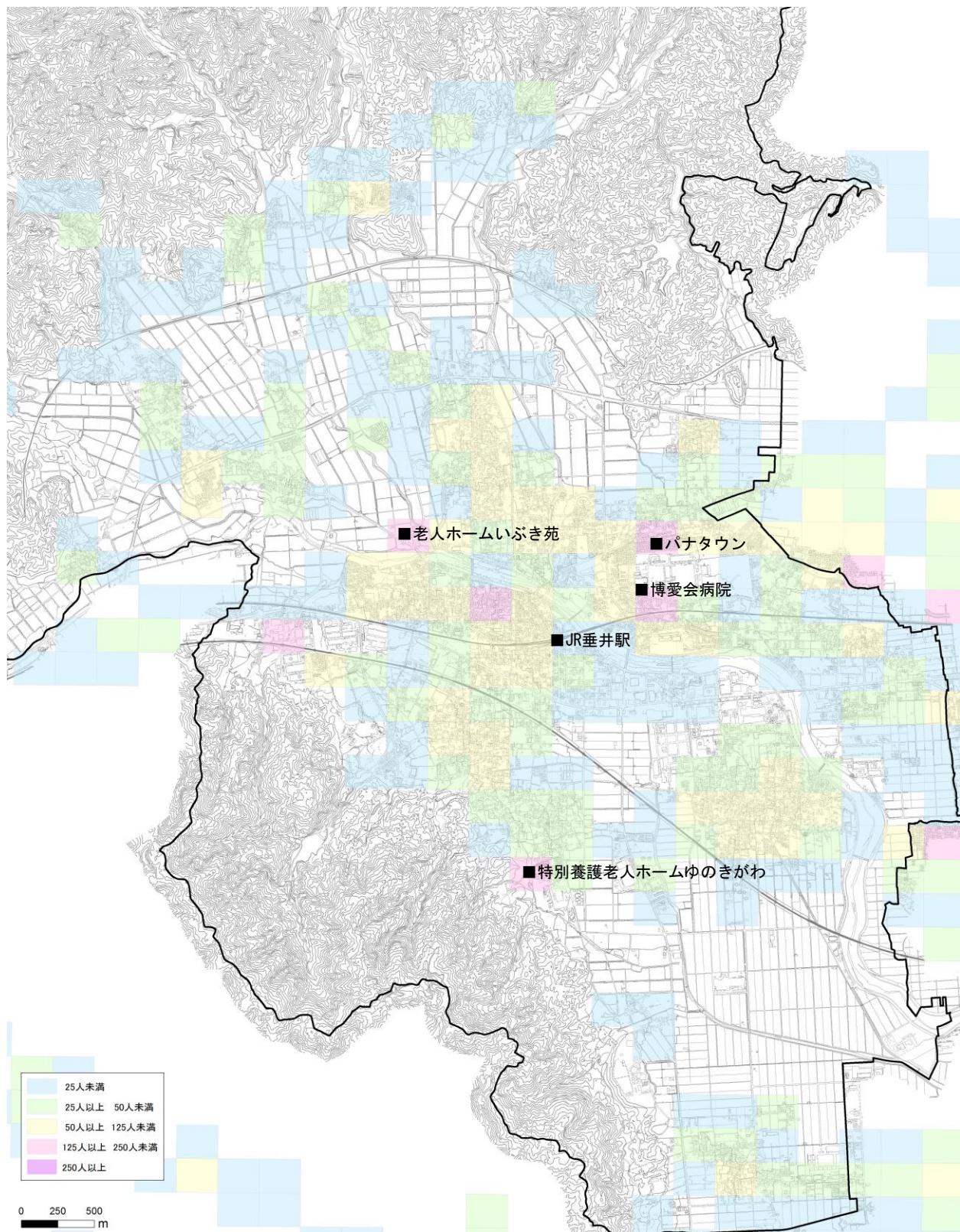
図表 2-5 人口分布（総人口）



## 2) 高齢者

- ・高齢者は、パナタウンや博愛会病院付近、老人福祉施設周辺等で多くなっています。

図表 2-6 人口分布（65歳以上）

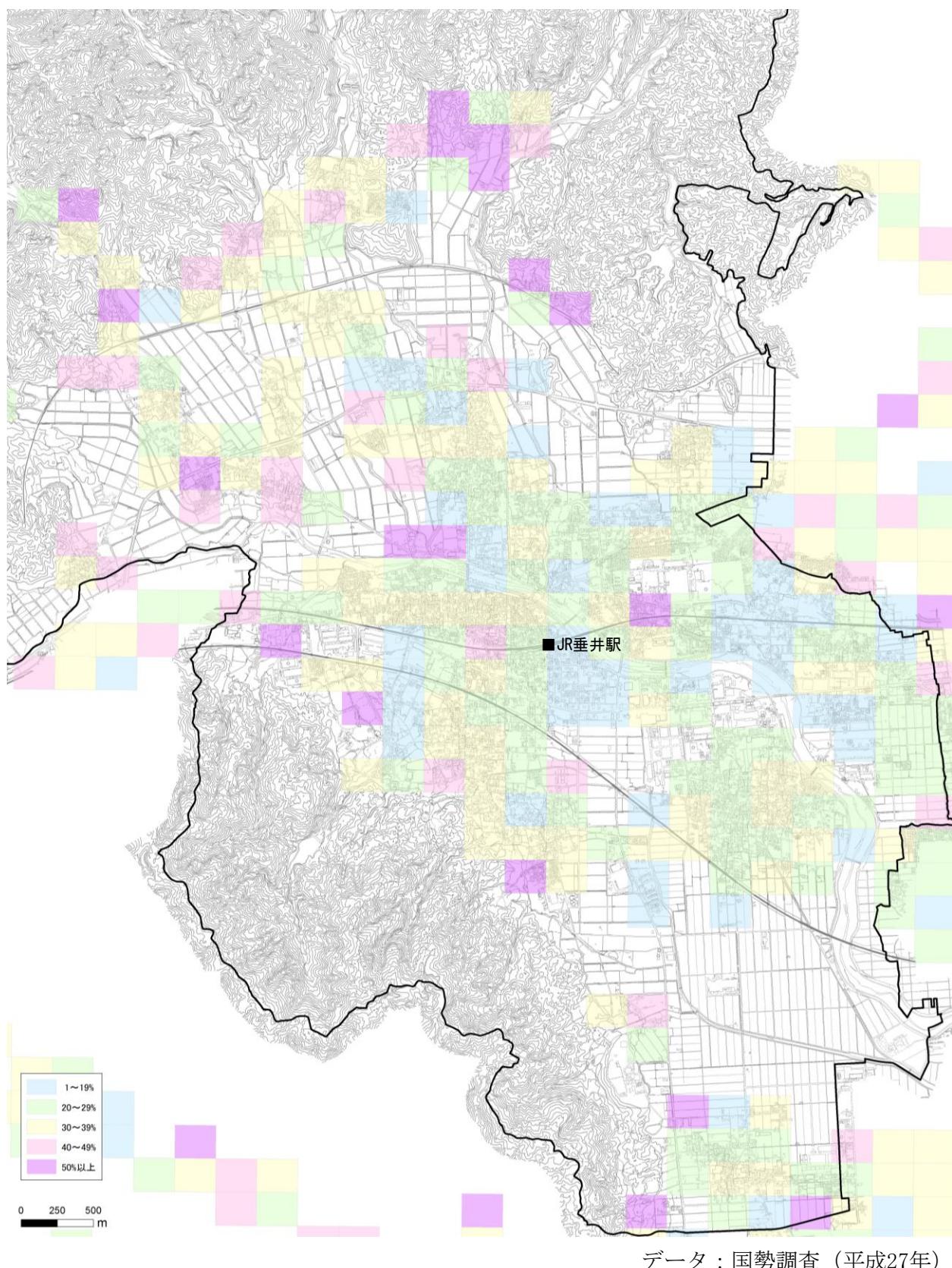


データ：国勢調査（平成27年）

### 3) 高齢化率

- ・高齢化率は、高齢者が多いメッシュの他、町中央部から離れた郊外部において高くなっています。

表 2-7 高齢化率

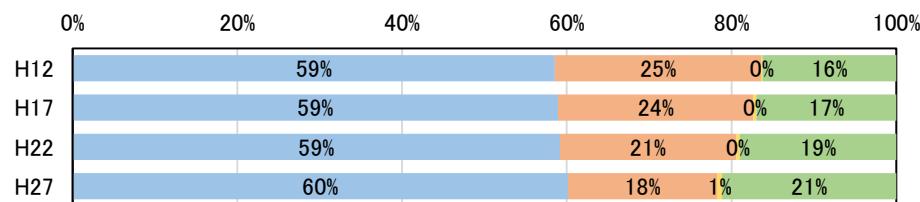


## (5) 世帯の家族類型

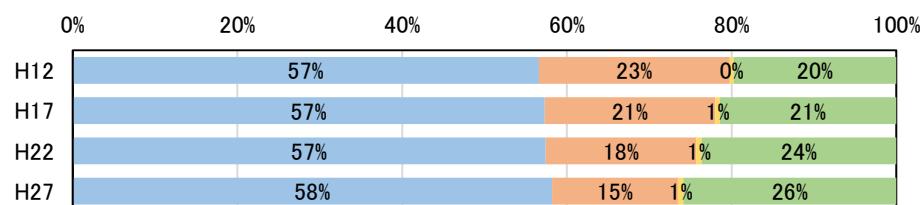
- 単独世帯の割合は、岐阜県の全体平均(26%)に比べて低いものの年々増加しており、平成27年には21%となっています。

図表 2-8 世帯の家族類型割合の推移

垂井町



岐阜県



■ 親族のみの世帯(核家族)  
■ 親族のみの世帯(核家族以外)  
■ 非親族を含む世帯  
■ 単独世帯

データ：国勢調査

### 【凡例の定義】

- 親族のみの世帯： 二人以上の世帯員から成る世帯のうち、世帯主と親族関係にある世帯員のみからなる世帯
- 非親族を含む世帯： 二人以上の世帯員から成る世帯のうち、世帯主と親族関係にない人がいる世帯
- 単独世帯： 世帯人員が一人の世帯

親族のみの世帯については、その親族の中で原則として最も若い世代の夫婦とその他の親族世帯員との関係によって、次のとおり区分する。

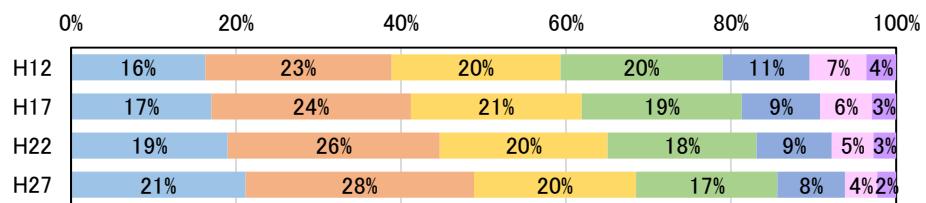
- 核家族世帯：
- (1) 夫婦のみの世帯
  - (2) 夫婦と子供から成る世帯
  - (3) 男親と子供から成る世帯
  - (4) 女親から成る世帯
- 核家族以外の世帯：
- (5) 夫婦と両親から成る世帯
  - (6) 夫婦とひとり親から成る世帯
  - (7) 夫婦、子供と両親から成る世帯
  - (8) 夫婦、子供とひとり親から成る世帯
  - (9) 夫婦と他の親族(親、子供を含まない)から成る世帯
  - (10) 夫婦、子供と他の親族(親を含まない)から成る世帯
  - (11) 夫婦、親と他の親族(子供を含まない)から成る世帯
  - (12) 夫婦、子供、親と他の親族から成る世帯
  - (13) 兄弟姉妹のみから成る世帯
  - (14) 他に分類されない世帯

## (6) 世帯人員

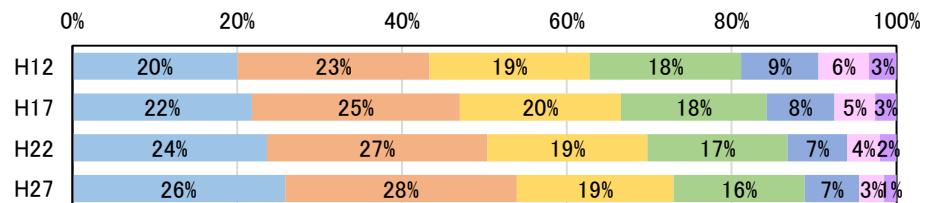
- 世帯人員2人以下の世帯割合は、県の全体平均に比べて少ないものの、平成12年から平成27年の15年間で10ポイント増加しています。

図表 2-9 世帯の家族類型割合の推移

垂井町



岐阜県



■1人 ■2人 ■3人 ■4人 ■5人 ■6人 ■7人以上

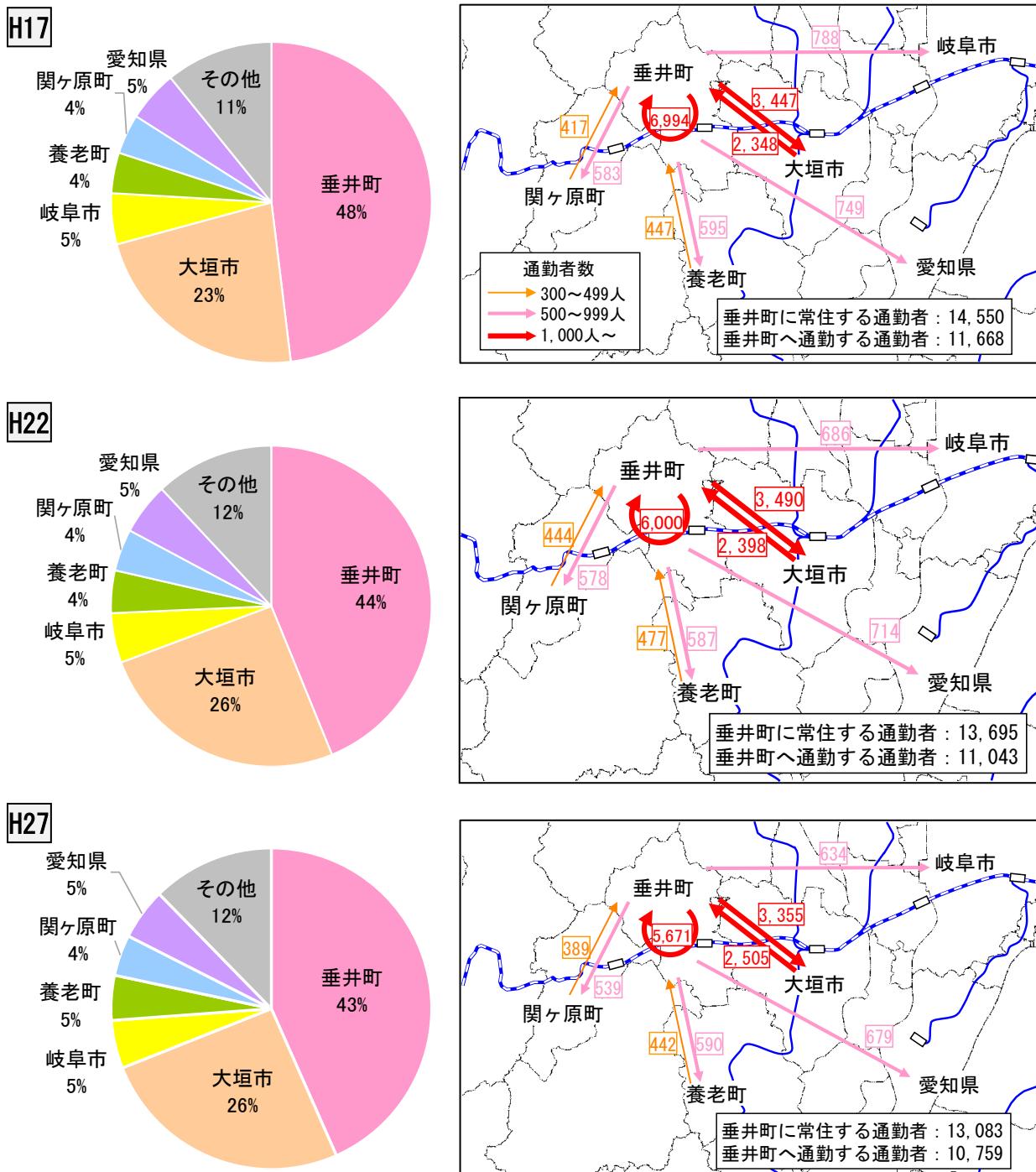
データ：国勢調査

## 2.1.3 人の動き

### (1) 通勤

- 平成27年は、垂井町に常住する通勤者は、町内への通勤が5,671人と最も多く、町外では大垣市が3,355人と最も多くなっています。
- 平成17年から27年までの10年間で町内への通勤は減少しています。

図表 2-10 通勤先・通勤流動



データ: 国勢調査

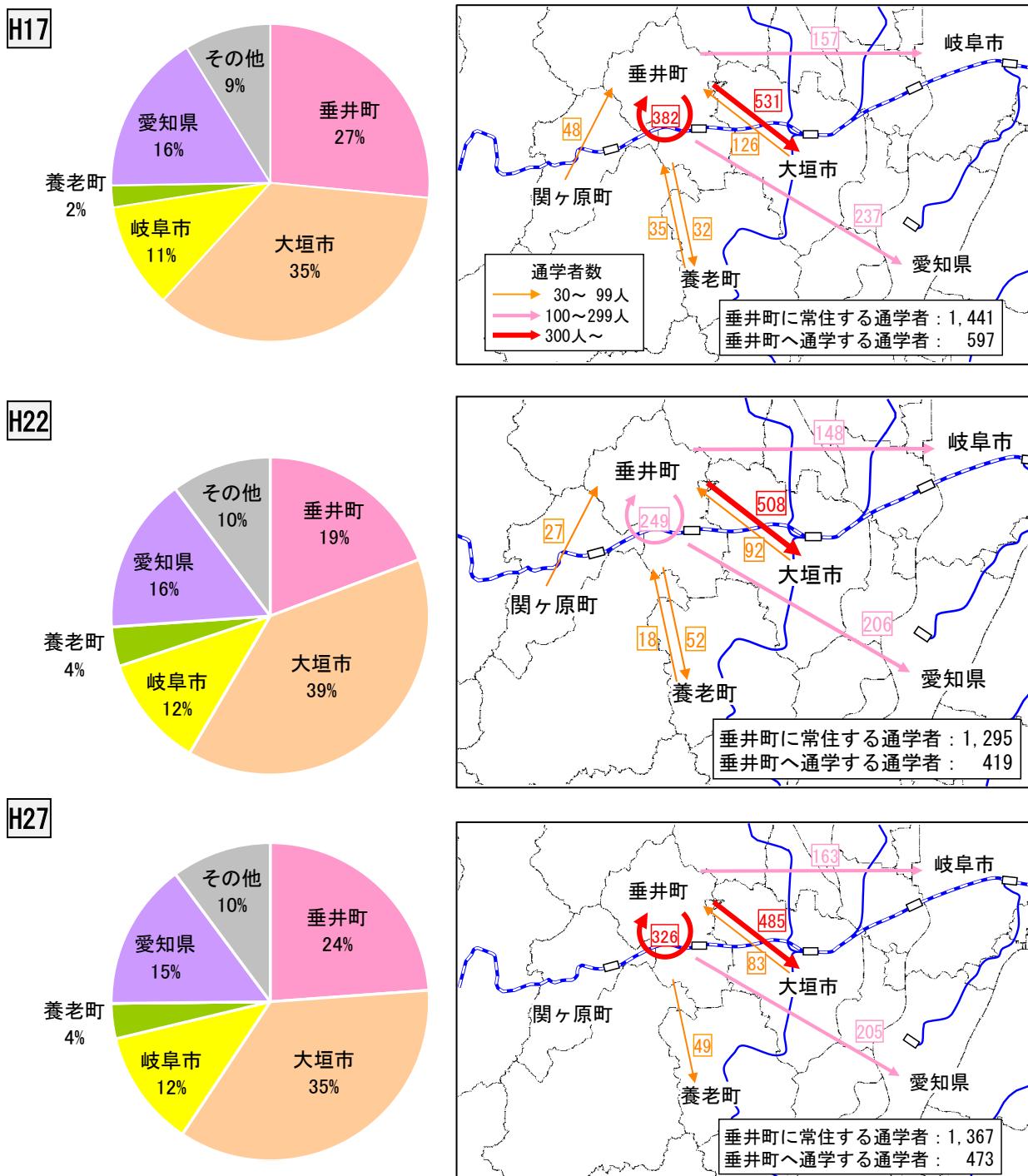
※垂井町に常住する通勤者: 垂井町を常住地(調査時に3ヶ月以上居住した又は居住しようとしている場所)とし、町内またはその他市町を通勤地とする者

※垂井町へ通勤する通勤者: その他市町を常住地とし、垂井町を通勤地とする者

## (2) 通学

- 平成27年は、垂井町に常住する通学者は、大垣市への通学が485人と最も多く、約3分の1を占めており、次いで町内(326人)、愛知県(205人)が多くなっています。
- 平成17年から平成22年にかけて、町内への通学者は減少したが、その後平成22年から平成27年にかけて増加しています。

図表 2-11 通学先・通学流動



データ：国勢調査

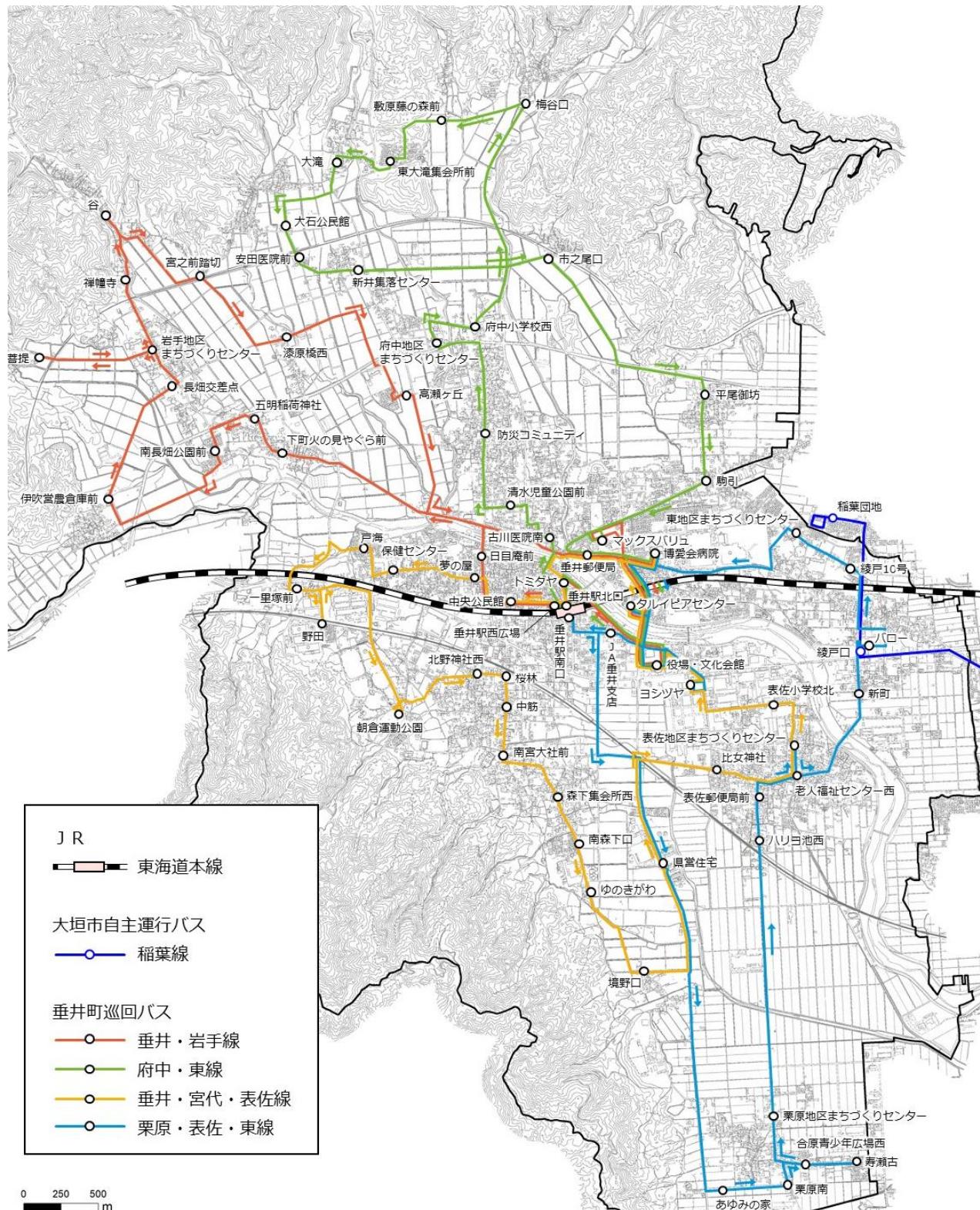
※垂井町に常住する通学者：垂井町を常住地とし、町内またはその他市町を通学地とする者  
(通学のかたわら仕事をしている者は含まない)

※垂井町へ通学する通学者：その他市町を常住地とし、垂井町を通学地とする者

## 2.2 公共交通の現状

### 2.2.1 垂井町の公共交通網

図表 2-12 垂井町の公共交通網



## 2.2.2 JR東海道本線 垂井駅

### (1) 運行本数

- 平日の大垣・名古屋方面は7時台の本数が多くなっています。
- 米原・京都方面は、大垣・名古屋方面と比べて始発の時間が早く、最終の時間が遅くなっています。
- 大垣まで7分、岐阜まで約20分、名古屋まで40分～50分程度(新快速の場合)となっています。

図表 2-13 垂井町時刻表

東海道線時刻表 Tōkaidō Line Departure Time 大垣・名古屋方面 for Ōgaki,Nagoya		東海道線時刻表 Tōkaidō Line Departure Time 大垣・名古屋方面 for Ōgaki,Nagoya		東海道線時刻表 Tōkaidō Line Departure Time 米原・京都方面 for Maibara,Kyōto	
平日 Weekdays	土曜・休日 Sats, Suns & Holidays	平日 Weekdays	土曜・休日 Sats, Suns & Holidays	平日 Weekdays	土曜・休日 Sats, Suns & Holidays
5 59大		5 31大		5 31大	
6 33大	53大	6 1大	28大	6 1大	28大
7 13大	23大	7 0大	33大	7 0大	43大
8 29大	58大	8 6大	30大	8 10大	43大
9 47大		9 11大	47大	9 13大	43大
10 23大	59大	10 26大	59大	10 19大	50大
11 26大	57大	11 26大	56大	11 20大	50大
12 27大	56大	12 27大	56大	12 20大	50大
13 27大	57大	13 27大	57大	13 20大	50大
14 30大	57大	14 30大	57大	14 18大	49大
15 27大	57大	15 27大	57大	15 17大	45大
16 27大	57大	16 27大	57大	16 17大	45大
17 26大	57大	17 31大	58大	17 17大	45大
18 11大	43大	18 11大	43大	18 12大	42大
19 5大	30大	19 16大	30大	19 12大	42大
20 0大	30大	20 0大	30大	20 12大	42大
21 0大	31大	21 0大	31大	21 12大	42大
22 32大		22 32大		22 12大	42大
23 4大	36大	23 4大	36大	23 33大	42大
0		0		0	15大

出典：JR東海ホームページ

### (2) 運賃

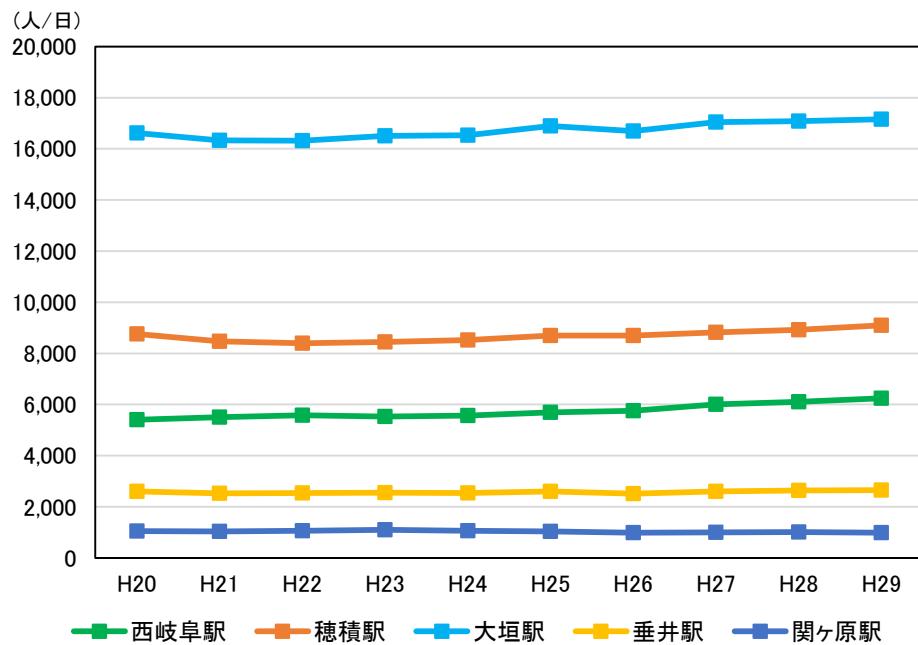
図表 2-14 垂井町から各駅までの運賃

運賃	定期 (1ヶ月)	定期 (1ヶ月)			
		通勤	通学 (大学生)	通学 (高校生)	通学 (中学生)
名古屋まで	990円	25,660円	12,820円	11,530円	8,970円
岐阜まで	420円	12,540円	8,230円	7,400円	5,760円
大垣まで	200円	5,940円	4,710円	4,230円	3,290円
米原まで	510円	15,010円	8,550円	7,690円	5,980円

### (3) 乗車人数の推移

- ・西岐阜駅以西の各駅の平成20年度から平成29年度までの10年間の乗車人数を比較すると、西岐阜駅は最も増加率が高くなっている一方で、関ヶ原駅は1日あたりの乗車人数が減少しています。
- ・垂井駅の乗車人数はほぼ横ばいとなっています。

図表 2-15 鉄道駅乗車人数の推移



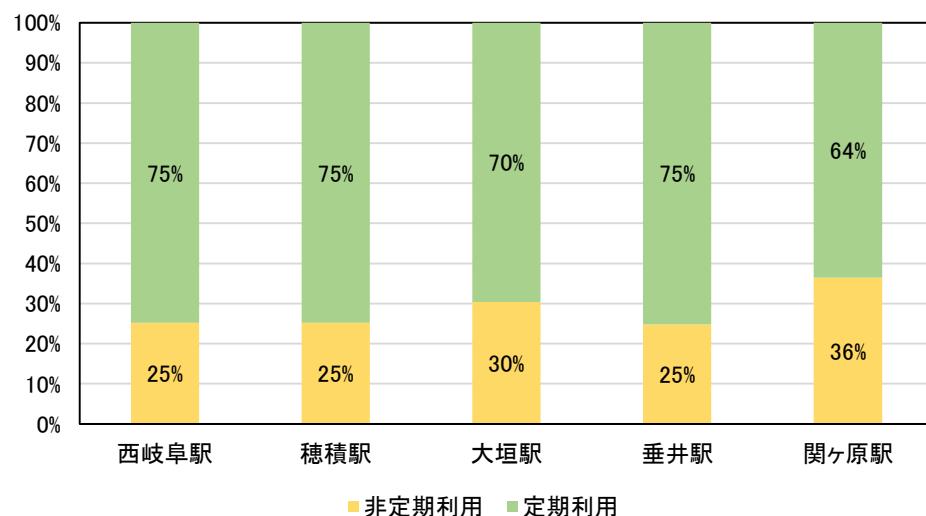
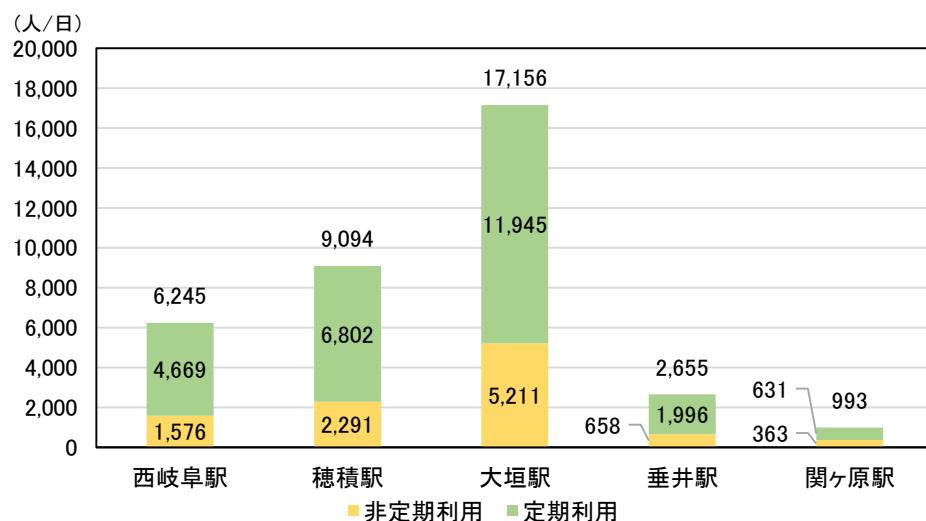
	西岐阜駅	穂積駅	大垣駅	垂井駅	関ヶ原駅
H20	5,402 —	8,754 —	16,619 —	2,603 —	1,051 —
H21	5,506 (102%)	8,466 (97%)	16,330 (98%)	2,532 (97%)	1,032 (98%)
H22	5,585 (103%)	8,398 (96%)	16,323 (98%)	2,546 (98%)	1,068 (102%)
H23	5,525 (102%)	8,449 (97%)	16,500 (99%)	2,549 (98%)	1,098 (104%)
H24	5,573 (103%)	8,515 (97%)	16,531 (99%)	2,544 (98%)	1,066 (101%)
H25	5,698 (105%)	8,694 (99%)	16,895 (102%)	2,600 (100%)	1,036 (99%)
H26	5,751 (106%)	8,693 (99%)	16,688 (100%)	2,520 (97%)	990 (94%)
H27	6,011 (111%)	8,827 (101%)	17,046 (103%)	2,606 (100%)	1,005 (96%)
H28	6,107 (113%)	8,923 (102%)	17,079 (103%)	2,642 (101%)	1,007 (96%)
H29	6,245 (116%)	9,094 (104%)	17,156 (103%)	2,655 (102%)	993 (94%)

データ：岐阜県統計書

#### (4) 乗車人数の比較

- 平成29年度の乗車人数をみると、各駅とも定期利用者が多く、6割以上を占めています。

図表 2-16 乗車人数の比較



データ：岐阜県統計書（平成30年）

※データは平成29年度

## 2.2.3 路線バス

路線名	運行事業者	道路運送法	運行系統		運行日	運行回数	運行時間帯	運賃
			起点	終点				
稲葉線	名阪近鉄バス 株式会社	4条	大垣駅前	稲葉団地	平日	11.0往復	6~22時台	180~460円
					土	8.5往復	6~20時台	
					日祝	8.0往復	6~20時台	

### 【参考：営業路線の動向】

路線名	運行事業者	廃止年月日	運行系統
新垂井線	名阪近鉄バス 株式会社	平成7年5月31日	大垣駅前～新垂井（安田病院前） 垂井駅～新垂井（安田病院前）
		平成8年5月31日	大垣駅前～垂井駅 (表佐・宮代地区を経由)
日吉線	名阪近鉄バス 株式会社	平成20年9月30日	大垣駅前～安久（養老町） (栗原地区を経由)
大垣関ヶ原線	名阪近鉄バス 株式会社	平成21年9月30日	大垣駅前～西今須（関ヶ原町） 大垣駅前～関ヶ原駅

## 2.2.4 巡回バス

### (1) 経緯

- 巡回バス「すこやか号」は、高齢者の公共施設間の移動手段の確保を目的として、平成6年より運行を開始しました。当初は保健センターを拠点として1台の車両を使用して1日3便体制で運行していました。
- その後、変化する住民のニーズに対応し、よりバスの利便性を向上させるため、平成16年に拠点を垂井駅西広場に変更しました。また、運行台数を2台に増やして1日6便体制とし、停留所の増設も行いました。
- 平成27年3月には「垂井町地域公共交通計画（平成27年度～平成29年度）」を策定し、その計画に基づき平成27年10月に巡回バスの見直しを行い、それが現在の運行ルートとなっています。

### (2) サービス水準

路線名	運行事業者	道路運送法	運行系統		運行日	運行回数	運行時間帯	運賃
			起点	終点				
垂井・岩手線	スイトトラベル株式会社	79条	垂井駅西広場	垂井駅西広場	平日	8回	9~16時台	100円
府中・東線	スイトトラベル株式会社	79条	垂井駅西広場	垂井駅西広場	平日	8回	9~16時台	100円
垂井・宮代・表佐線	スイトトラベル株式会社	79条	垂井駅西広場	垂井駅西広場	平日	8回	9~16時台	100円
栗原・表佐・東線	スイトトラベル株式会社	79条	垂井駅南口	垂井駅南口	平日	8回	9~16時台	100円

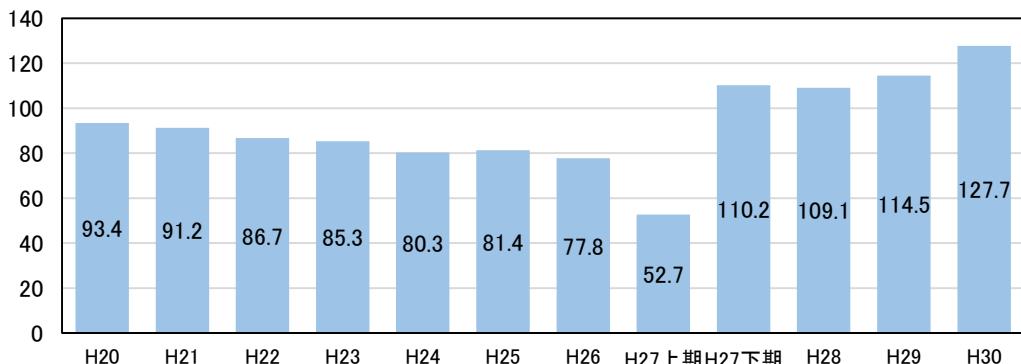
### (3) 利用者数

#### 1) 日あたり利用者数の推移

- 平成20年度から平成27年度までは減少傾向となっていましたが、平成27年度の路線再編により利用者数が増加に転じ、平成30年度には1日あたり127.7人となっています。

図表 2-17 1日あたりの巡回バス利用者数の推移

(人/日)



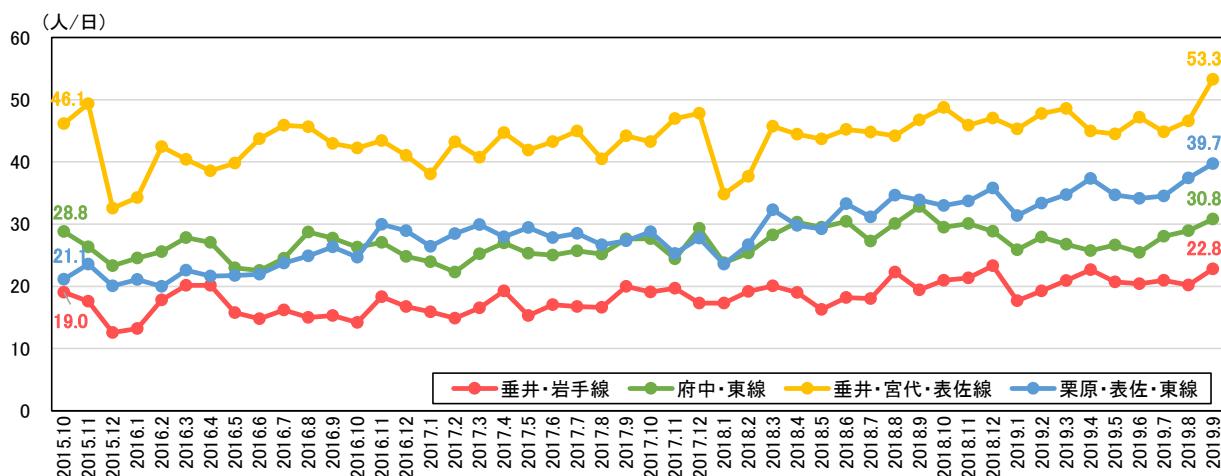
	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27上期	H27下期	H28	H29	H30
年間(人)	22,715	22,133	21,103	20,815	19,724	19,822	18,982	6,481	13,229	26,403	27,833	31,023
1日あたり(人/日)	93.4	91.2	86.7	85.3	80.3	81.4	77.8	52.7	110.2	109.1	114.5	127.7
1便あたり(人/便)	15.6	15.2	14.4	14.2	13.4	13.6	13.0	8.8	3.4	3.4	3.6	4.0

※H27上期：平成27年4月～9月，H27下期：平成27年10月～平成28年3月

#### 2) 路線別利用者数の推移

- 路線別にみると、垂井・宮代・表佐線が53.3人/日と最も多く、次いで栗原・表佐・東線が39.7人/日、府中・東線が30.8人/日、垂井・岩手線が22.8人/日となっています。
- 利用者数の推移は、垂井・宮代・表佐線と栗原・表佐・東線は増加傾向となっている一方で、府中・東線と垂井・岩手線は伸び悩んでいます。

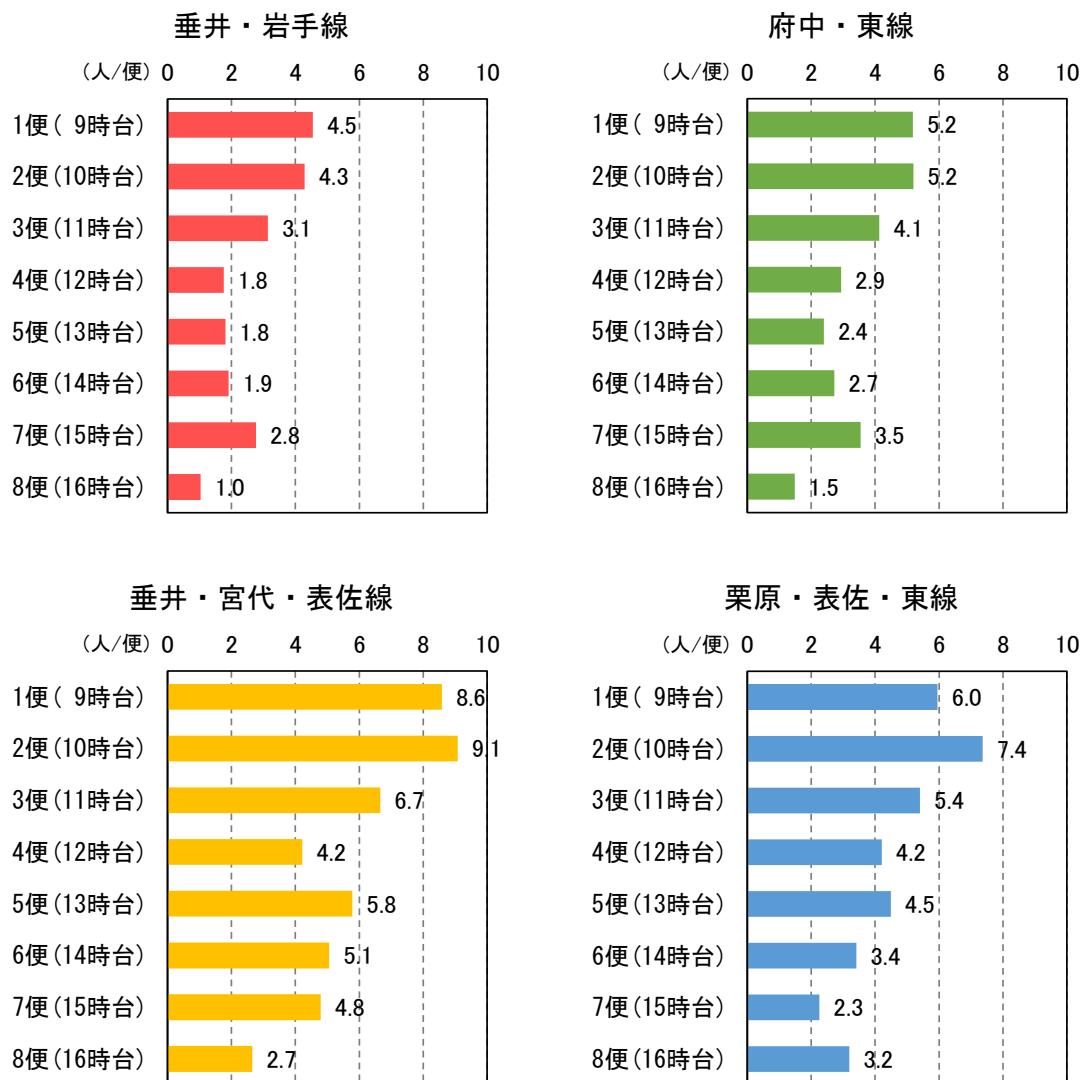
図表 2-18 路線別利用者数の推移



### 3) 路線別・便別利用者数

- 便別利用者数は、いずれの路線においても午前中（1～3便）の利用が多く、午後の利用が比較的少なくなっています。

図表 2-19 路線別・便別利用者数



### 4) 路線別・停留所別利用者数

- 垂井駅（垂井駅西広場、垂井駅北口、垂井駅南口）、商業施設（マックスバリュ、トミダヤ、ヨシヅヤ、バロー）、医療施設（博愛会病院）、公共施設（役場・文化会館、保健センター、老人福祉センター）において乗降者数が多くなっています。

図表 2-20 路線別・停留所別利用者数

## 垂井・岩手線

	2019上期		
	乗車	降車	乗降計
1 垂井駅西広場	2.3	0.0	2.3
2 垂井駅北口	3.2	0.0	3.2
3 中央公民館	0.2	0.1	0.3
4 日目庵前	0.3	0.1	0.4
5 下町火の見やぐら前	1.1	0.9	2.0
6 五明稻荷神社	1.5	2.0	3.4
7 南長畠公園前	1.2	1.1	2.3
8 伊吹宮農倉庫前	0.2	0.2	0.4
9 長畠交差点	0.2	0.7	0.9
10 菩提	0.2	0.4	0.6
11 岩手地区まちづくりセンター	2.1	1.3	3.5
12 禅幢寺	0.2	0.1	0.3
13 谷	0.3	0.1	0.4
14 宮之前踏切	0.4	0.3	0.7
15 漆原橋西	1.2	1.0	2.2
16 高瀬ヶ丘	1.0	0.7	1.7
17 垂井郵便局	0.2	1.1	1.2
18 博愛会病院	1.2	1.6	2.7
19 マックスバリュ	1.6	1.9	3.6
20 タルイピアセンター	0.2	0.4	0.6
21 役場・文化会館	1.3	2.0	3.3
22 トミダヤ	1.3	1.9	3.2
23 垂井駅北口	0.1	2.8	2.9
24 垂井駅西広場	0.0	0.5	0.5
計	21.3	21.3	42.5

## 府中・東線

	2019上期		
	乗車	降車	乗降計
1 垂井駅西広場	3.7	0.0	3.7
2 垂井駅北口	1.8	0.0	1.8
3 古川医院南	0.7	0.1	0.9
4 清水児童公園前	0.2	0.3	0.5
5 防災コミュニティ	0.6	1.9	2.5
6 府中地区まちづくりセンター	1.1	2.0	3.2
7 府中小学校西	0.7	0.4	1.0
8 梅谷口	0.1	0.2	0.3
9 敷原藤の森前	0.4	0.2	0.6
10 東大滝集会所前	2.5	3.4	5.9
11 大滝	1.0	1.8	2.8
12 大石公民館	0.9	0.9	1.8
13 安田医院前	1.2	0.5	1.7
14 新井集落センター	0.6	0.6	1.3
15 市之尾口	0.3	0.4	0.7
16 平尾御坊	0.1	0.1	0.2
17 駒引	1.6	1.6	3.2
18 マックスバリュ	3.5	2.7	6.2
19 垂井郵便局	0.1	1.1	1.2
20 博愛会病院	0.9	1.0	1.9
21 タルイピアセンター	0.3	0.5	0.8
22 役場・文化会館	2.4	1.9	4.3
23 トミダヤ	2.1	1.7	3.8
24 垂井駅北口	0.6	3.4	4.0
25 垂井駅西広場	0.1	0.9	1.0
計	27.6	27.6	55.2

## 垂井・宮代・表佐線

	2019上期		
	乗車	降車	乗降計
1 垂井駅西広場	2.5	0.0	2.5
2 垂井駅北口	3.6	0.0	3.6
3 中央公民館	1.0	0.5	1.5
4 夢の屋	3.3	1.8	5.1
5 保健センター	1.7	2.2	4.0
6 戸海	1.2	1.1	2.3
7 一里塚前	1.9	2.3	4.2
8 野田	0.6	2.2	2.9
9 朝倉運動公園	0.6	0.6	1.2
10 北野神社西	0.5	0.5	1.0
11 桜林	1.8	1.1	2.9
12 中筋	0.9	1.1	2.0
13 南宮大社前	1.5	1.2	2.7
14 森下集会所西	1.6	1.6	3.3
15 南森下口	0.9	0.4	1.3
16 ゆのきがわ	2.4	2.7	5.1
17 境野口	0.1	0.1	0.2
18 県営住宅	0.8	0.4	1.2
19 比女神社	0.4	0.1	0.5
20 老人福祉センター西	3.3	1.1	4.4
21 表佐地区まちづくりセンター	0.5	0.8	1.3
22 表佐小学校北	0.4	0.3	0.7
23 ヨシヅヤ	8.0	8.9	16.9
24 役場・文化会館	1.2	0.5	1.7
25 タルイピアセンター	0.7	1.0	1.7
26 博愛会病院	2.7	6.1	8.8
27 トミダヤ	1.9	2.5	4.5
28 垂井駅北口	0.5	3.7	4.2
29 垂井駅西広場	0.0	2.0	2.0
計	46.8	46.8	93.6

## 栗原・表佐・東線

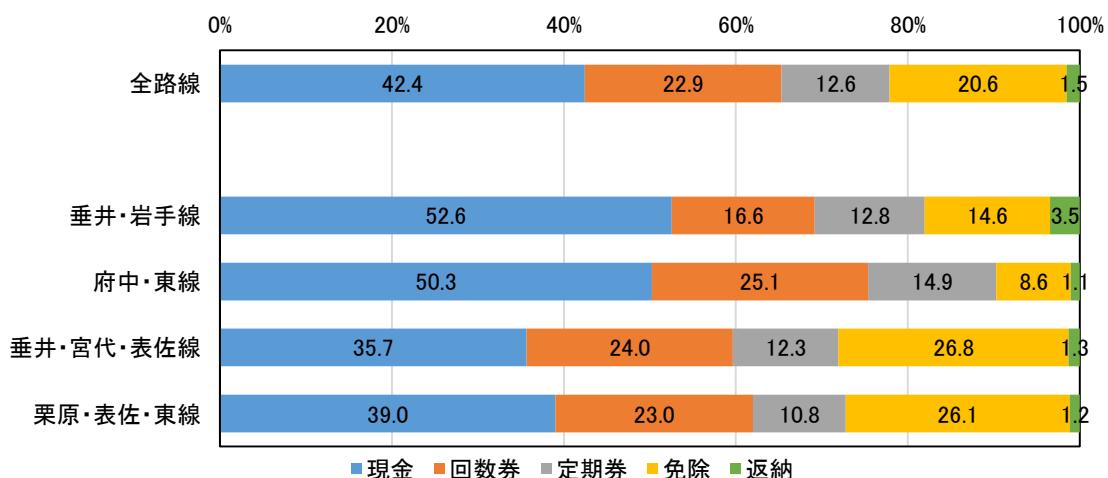
	2019上期		
	乗車	降車	乗降計
1 垂井駅南口	7.4	0.0	7.4
2 県営住宅	0.9	2.3	3.3
3 あゆみの家	1.8	1.8	3.6
4 栗原南	0.5	0.3	0.8
5 合原青少年広場西	0.6	0.5	1.1
6 寿瀬古	1.1	1.3	2.4
7 栗原地区まちづくりセンター	1.1	1.0	2.1
8 ハリヨ池西	0.2	0.6	0.8
9 表佐郵便局前	0.7	1.1	1.9
10 老人福祉センター西	1.1	1.5	2.6
11 表佐地区まちづくりセンター	0.9	0.6	1.4
12 新町	0.2	0.2	0.5
13 バロー	5.1	4.6	9.8
14 綾戸10号	1.8	1.0	2.8
15 東地区まちづくりセンター	3.0	1.3	4.4
16 博愛会病院	2.2	4.1	6.3
17 タルイピアセンター	0.6	0.6	1.2
18 役場・文化会館	0.7	1.5	2.1
19 ヨシヅヤ	6.1	4.7	10.8
20 JA垂井支店	0.1	0.1	0.3
21 垂井駅南口	0.1	7.0	7.0
計	36.3	36.3	72.5

※2019年4月～9月の日平均、3.0人/日以上の乗降がある停留所に着色

### 5) 券種別利用状況

- 全体では、現金が42.4%と最も高く、次いで回数券が22.9%、免除が20.6%となっています。
- 路線別にみると、垂井・岩手線や府中・東線では現金が50%以上と高くなっています、垂井・宮代・表佐線、栗原・表佐・東線では免除の割合が25%以上と高くなっています。

図表 2-21 券種別利用状況

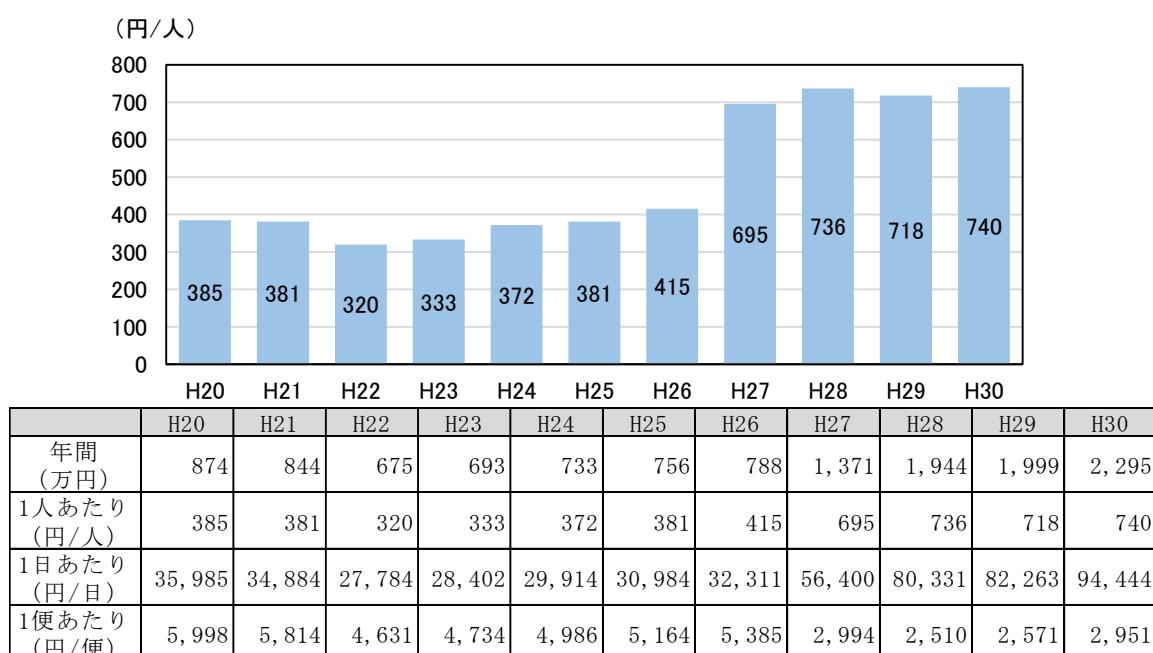


※免除：障害者手帳（身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳）を所持する者は、障害者手帳を提示すると利用料金が免除される。

### (4) 運行経費

- 利用者1人あたりの運行経費は、平成27年の路線再編以降、700円～740円を推移しています。

図表 2-22 利用者1人あたりの町負担額



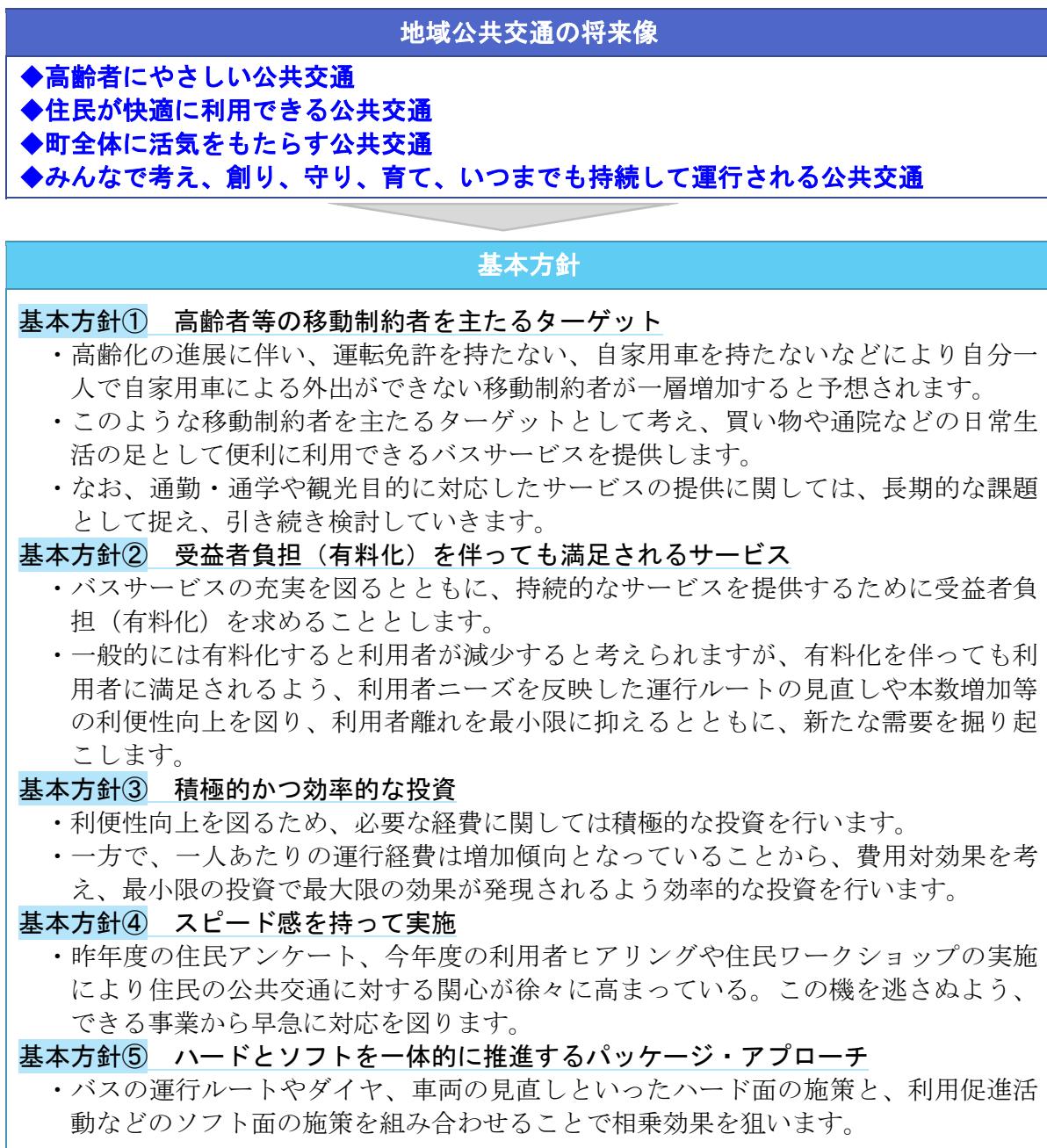
## 第3章 旧計画の評価

### 3.1 旧計画の概要

#### 3.1.1 旧計画の将来像及び基本方針

旧計画の将来像及び基本方針は以下のとおりです。

図表 3-1 旧計画の将来像及び基本方針



#### 3.1.2 旧計画の計画期間

平成27年度～平成29年度（3年間）

### 3.2 旧計画の事業実施状況

旧計画の事業実施状況は以下のとおりです。

#### 3.2.1 路線再編

図表 3-2 路線再編事業の実施状況

事業内容	実施状況 (○: 実施済み、×: 未実施)	
1 ルートの分割	平成27年10月より、1ルートを4ルートに分割	○
2 バス停の新設	平成27年10月より、商業施設や医療施設、公共施設への乗り入れや、これまでバス停までが遠くバス利用が困難であった地区（戸海、平尾、菩提、高瀬ヶ丘など）への乗り入れを実施	○
3 ダイヤの編成	平成27年10月よりヘッドダイヤとし、垂井駅を毎時10分発	○
4 車両の小型化 ・バリアフリー化	平成27年10月より集落内に入ることができる小型車両による運行を開始	○
5 運行日の拡大 ・運行時間帯の延長	未実施	×
6 有料化	平成27年10月より運賃を1乗車100円	○

#### 3.2.2 利用促進

図表 3-3 利用促進事業の実施状況

事業内容	実施状況 (○: 実施済み、×: 未実施)	
1 高頻度利用者への割引制度	平成27年10月より回数券と定期券を導入	○
2 広報・情報提供	巡回バス路線図を町内主要施設へ設置し、町ホームページで掲載	○
3 愛称の変更	広報等で愛称を募集し、平成27年10月の見直しに合わせて変更	○
4 商業施設やイベントとのタイアップ	「ふれあい垂井ピア」開催に合わせ、会場と駐車場間のシャトルバスを運行 商業施設とは協議を行ったが、協力を得ることは出来なかった	○
5 パブリックスペースの設置	バス車内にコミュニティボードを設置し、5歳児の絵の展示や地元高校の活動内容の紹介を実施	○

#### 3.2.3 仕組みづくり

図表 3-4 仕組みづくり事業の実施状況

事業内容	実施状況 (○: 実施済み、×: 未実施)	
1 サポーター制度	未実施	×
2 公共交通協議会の設立	未実施	×

### 3.3 旧計画の目標達成状況

旧計画の目標達成状況は以下のとおりです。

図表 3-5 旧計画の目標達成状況

成果指標	基準値 平成25年度	目標値 平成29年度	実績値 平成29年度	達成 状況
①バス年間利用者数	19,822人/年 81人/日	23,800人/年 約100人/日	27,833人/年 114人/日	○
②バスに対する満足度	—	80%	77.7%(注1)	×
③買い物・通院でのバス利用率（全体）	買い物 1% 通院 1%	買い物 5% 通院 3%	買い物 35% 通院 45%(注2)	—
④買い物・通院でのバス利用率（高齢者）	買い物 7% 通院 4%	買い物 10% 通院 7%	買い物 40% 通院 53%(注2)	—
⑤新規利用者数	—	2,000人/年	16,421人/年(注3)	○
⑥垂井駅北口・南口バス停の年間乗降者数	7,544人/年	8,300人/年	11,332人/年	○

注1：「車内アンケート（平成28年6月～平成29年4月）」で「満足」または「普通」と回答した利用者の割合。

注2：基準値は「住民アンケート（平成25年度）」から算出、実績値は「主要集客施設ヒアリング（令和2年1月）」から算出。なお、今回の「主要集客施設ヒアリング」の回答者は、巡回バスに関心がある高齢者が多かったため、基準値と比較して利用率が高くなっている。

注3：バス年間利用者数（27,833人）に有料化後の利用割合（59%）を乗じて算出。

※有料化後の利用割合：「主要集客施設ヒアリング（令和2年1月）」および「バス車内アンケート（令和2年2月）」においてバスを利用し始めた時期が有料化後と回答した人の割合。

#### 【成果指標③④の参考値】

買い物・通院でバスを利用する人数は増加しています。

平成26年度 平成28年度

買い物	4,366人	8,196人
通院	1,139人	1,586人

※利用者アンケート等で商業施設・医療施設を目的地としていた人の割合を年間利用者数に乗じて算出

（平成26年度：平成26年7月実施の利用者アンケート結果より）

（平成28年度：平成28年6月～平成29年4月に実施した車内アンケート結果より）

### 3.4 旧計画の評価

成果指標の①バス年間利用者数、⑤新規利用者数、⑥垂井駅北口・南口バス停の年間乗降者数の実績値は目標値を大きく上回っていることから、路線再編事業及び利用促進事業により新たな需要を掘り起こし、受益者負担（有料化）を伴っても満足されるサービスを提供できていると評価できます。

ただし、「運行日の拡大・運行時間の延長」に関しては、運行経費が大幅に増加することから、利用状況の変化等を踏まえて中長期的な視点で引き続き検討を行っていく必要があります。



## 第4章 住民ニーズ

### 4.1 バスに関する要望受付簿の整理

#### 4.1.1 実施概要

- 方法：平成27年10月～令和元年度に自治会などから寄せられた意見の取りまとめ
- 要望件数：92件

図表 4-1 要望件数

平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	合計
31件	19件	20件	10件	12件	92件

#### 4.1.2 分類別の意見件数

- 寄せられた意見を分類別にみると、バス停の新設・移設に関する意見が41件と最も多く、次いでルート見直しが25件となっています。
- その他、目的地までの所要時間短縮ために逆回り運行を導入して欲しいという意見や、バス同士の乗り継ぎをしやすくして欲しいという意見、鉄道と巡回バスを余裕を持って乗り継げるようダイヤを調整して欲しい等という意見が比較的多くあります。

図表 4-2 分類別の意見件数

内容	件数
バス停の新設・移設	41
ルート見直し	25
逆回り希望	9
バス同士の乗り継ぎ改善	5
鉄道との乗り継ぎ	4
増便	3
障害者免除	3
回数券・定期券	3
停留所施設改善	2
土日運行希望	2
町外運行希望	2
その他	17

#### 4.1.3 バス停の新設・移設やルート見直しに関する主な意見

- 御幸橋にバス停が欲しい
- いぶき苑にバス停が欲しい
- 伊吹区研修所にバス停が欲しい
- 垂井・岩手線で大石地区のバス停（大石公民館、安田医院前）をカバーして欲しい
- 南漆原にバス停が欲しい
- 梅谷口のバス停を梅谷コミュニティセンターに移設して欲しい
- 新國枝街道の北清水にバス停が欲しい
- 葉生町営住宅にバス停が欲しい

- 
- ・パナタウンにバス停が欲しい
  - ・境野口のバス停位置が危険だから移設して欲しい
  - ・東森下地区入口付近にバス停が欲しい
  - ・垂井・宮代・表佐線も垂井郵便局前で乗降できるようにして欲しい
  - ・薬局が3店舗集中している辺りにバス停が欲しい
  - ・栗原地区の西側（県道沿い）にバス停が欲しい
  - ・地蔵橋にバス停が欲しい
  - ・ユニチカにバス停が欲しい

## 4.2 車内アンケート

### 4.2.1 実施概要

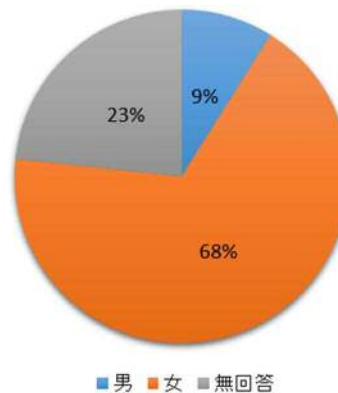
- ・調査方法：バス車内に利用者アンケートを設置
- ・設置期間：平成28年6月～平成29年4月末
- ・回収数：90件

### 4.2.2 結果

#### (1) 性別

- ・回答者の7割が女性となっています。

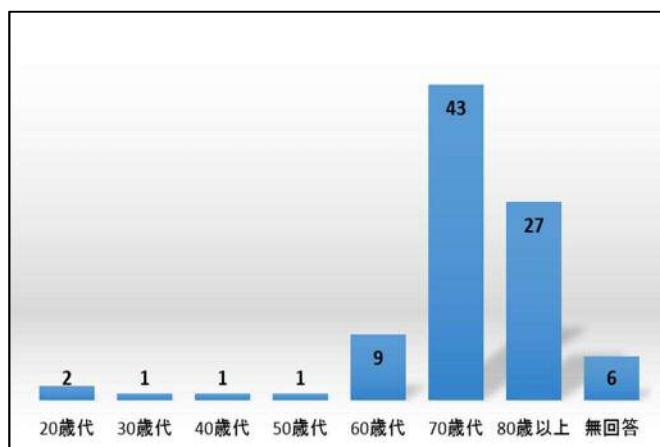
図表 4-3 性別



#### (2) 年齢

- ・年齢は70歳代、80歳代が多くなっています。

図表 4-4 年齢

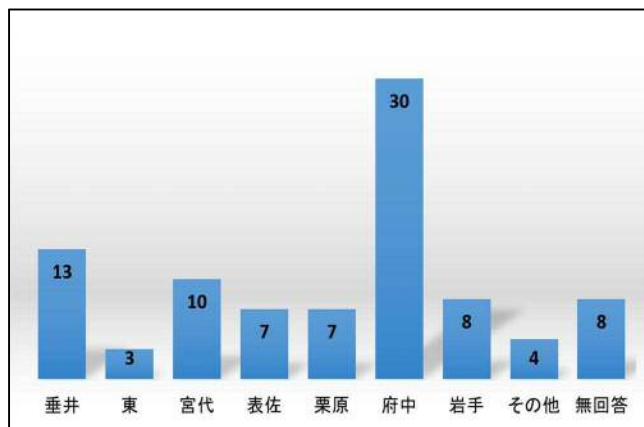


---

### (3) 居住地

- 居住地は府中が最も多く、次に垂井が多くなっています。

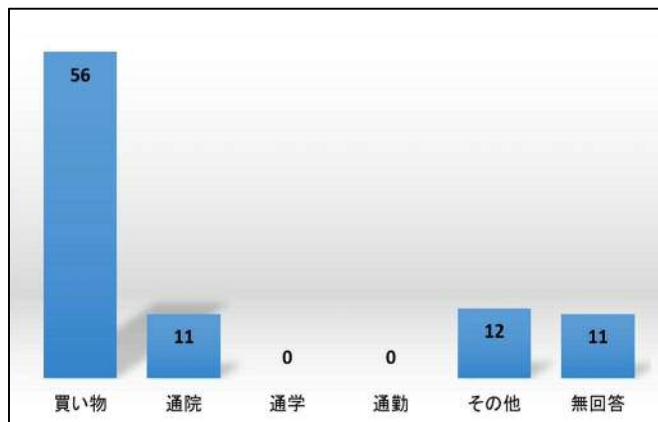
図表 4-5 居住地



### (4) 利用目的

- 目的は買い物が最多く、次に通院が多くなっています。

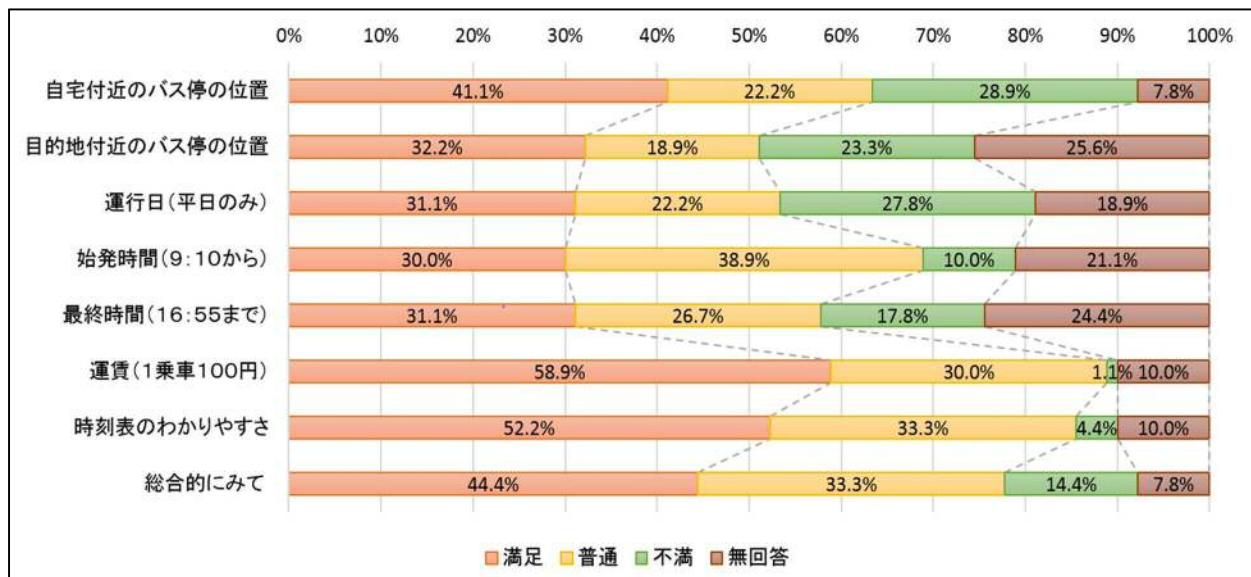
図表 4-6 利用目的



## (5) バスに対する満足度

- ・全体的に満足の割合が高くなっていますが、自宅または目的地付近のバス停の位置、平日のみの運行日については不満の割合が高くなっています。

図表 4-7 バスに対する満足度



## (6) バス停設置希望

図表 4-8 バス停設置希望

路線名	希望場所	件数
垂井・宮代・表佐	クスリのアオキ付近	5
府中・東	御幸橋東(廃止したバス停)	3
垂井・岩手	御幸橋東(廃止したバス停)	2
栗原・表佐・東	多賀理容院付近	2
府中・東	西梅谷付近	2
府中・東	梅谷コミュニティセンター付近	1
栗原・表佐・東	ゲンキー付近	1
府中・東	パナタウン入口付近(廃止したバス停)	1
府中・東	府中バイパス南付近	1

## (7) バスに対する自由意見

図表 4-9 バスに対する自由意見

内 容	件数
土日の運行	13
逆回りの便を導入して欲しい。	3
停留所にベンチの設置	2
JRとの乗り継ぎ改善要望(毎時00分発)	2
電車の待ち時間が長い(JRとの接続)	1
バス停の清掃(草)	1



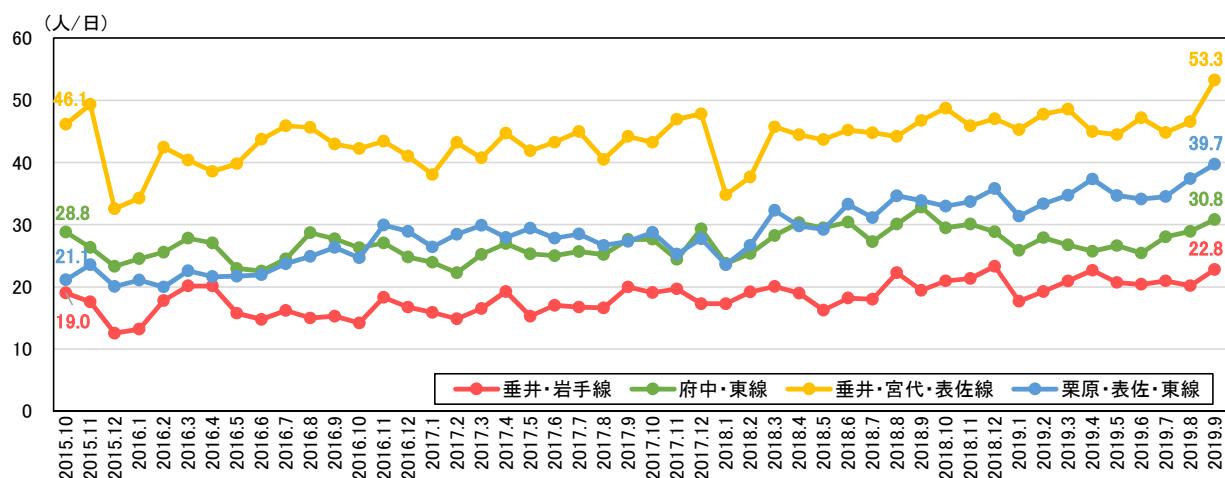
## 第5章 地域公共交通の課題

地域及び公共交通の現状や旧計画の評価、住民ニーズを踏まえ、町の地域公共交通には次のような課題があげられます。

### 課題1 新たな利用者の掘り起こし

- ・垂井・宮代・表佐線と栗原・表佐・東線の利用者は増加傾向となっている一方で、府中・東線と垂井・岩手線は伸び悩んでいます。
- ・府中・東線と垂井・岩手線については、新たな利用者の掘り起こしをするため、ルート変更等の住民要望を踏まえた見直しが必要です。

図表 5-1 路線別利用者数の推移



## 課題2 JR東海道本線と巡回バスの乗り継ぎ利便性向上

- ・バスと鉄道を乗り継いで大垣方面へ行く場合、巡回バスが到着してからJR東海道本線へ移動するための乗継時間は1分～2分と短く、それを乗り過ごすと30分待ちとなってしまいます。
- ・町民ニーズが高い大垣方面への乗り継ぎ利便性の向上が必要です。

図表 5-2 巡回バスと鉄道の乗り継ぎ時間

大垣方面への行き

巡回バス 垂井駅 着時刻	乗継時間	J R 大垣方面 発時刻
9:55	28分	10:23
10:55	4分	10:59
	31分	11:26
11:55	2分	11:57
	32分	12:27
12:55	1分	12:56
	32分	13:27
13:55	2分	13:57
	35分	14:30
14:55	2分	14:57
	32分	15:27
15:55	2分	15:57
	32分	16:27
16:55	2分	16:57
	31分	17:26

大垣方面からの帰り

J R 米原方面 着時刻	乗継時間	巡回バス 垂井駅 発時刻
8:49	21分	9:10
9:51	19分	10:10
10:50	20分	11:10
11:50	20分	12:10
12:50	20分	13:10
13:50	20分	14:10
14:49	21分	15:10
15:45	25分	16:10

米原方面への行き

巡回バス 垂井駅 着時刻	乗継時間	J R 米原方面 発時刻
9:55	24分	10:19
10:55	25分	11:20
11:55	25分	12:20
12:55	25分	13:20
13:55	23分	14:18
14:55	22分	15:17
15:55	22分	16:17
16:55	22分	17:17

米原方面からの帰り

J R 大垣方面 着時刻	乗継時間	巡回バス 垂井駅 発時刻
8:58	12分	9:10
9:47	13分	10:10
10:59	11分	11:10
11:57	13分	12:10
12:56	14分	13:10
13:57	13分	14:10
14:57	13分	15:10
15:57	13分	16:10

### 課題3 集落とバス停間、目的施設とバス停間の距離の短縮

- 利用者や自治会より、集落や目的施設からバス停までの距離が遠いため、より近くにバス停を設置してほしいという要望が寄せられています。

(例)

- 伊吹宮農倉庫前から伊吹区研修所にバス停を移設
- 垂井・岩手線で大石地区のバス停（大石公民館、安田医院前）をカバー
- 垂井・宮代・表佐線に垂井郵便局前のバス停を設置
- パナタウン付近にバス停を新設
- ユニチカ付近にバス停を新設

### 課題4 逆回り運行

- 巡回バスはループ状で、全便同一方向のまわり方で運行しています。
- 行きと比べて帰りの所要時間が長くなる場合があるため、利用者から帰宅用に逆回りを運行してほしいという要望が寄せられています。



## 第6章 垂井町が目指す公共交通の将来像

垂井町が目指す公共交通の将来像は、上位計画である「垂井町第6次総合計画」に位置付けられた公共交通の整備方針を踏まえて設定します。

### 6.1 上位・関連計画における公共交通の整備方針

#### 6.1.1 垂井町第6次総合計画

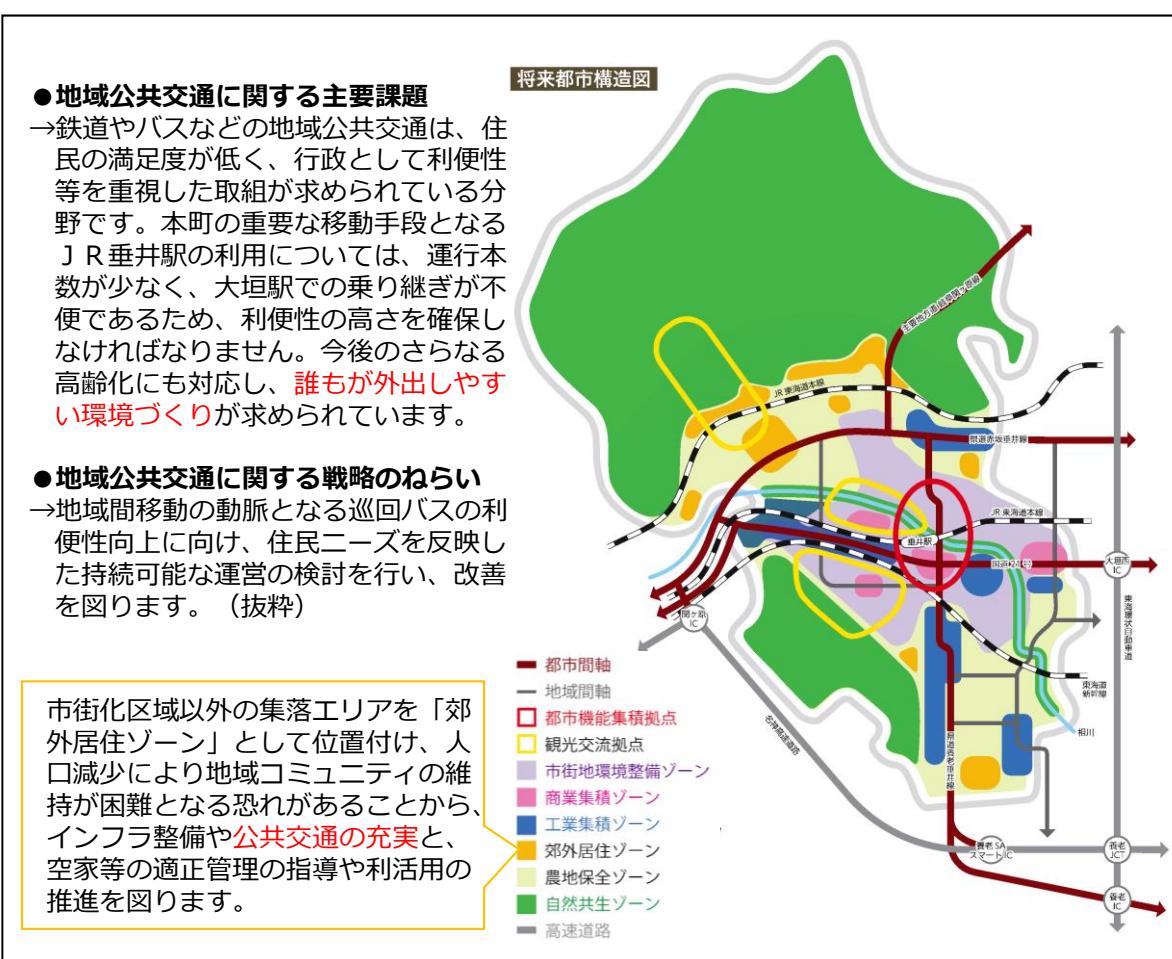
##### (1) 垂井町の将来像

# ひととまちが輝く 地域共創都市 ～さらなる やさしさと活気を求めて～

##### (2) 計画の期間

2018年度（平成30年度）から2027年度（令和9年度）までの10年間

##### (3) 公共交通に関する主要課題および戦略のねらい



## 6.1.2 垂井町都市計画マスターplan

### (1) 策定の趣旨

垂井町都市計画マスターplanは、多くの変化が予測される時代の中で、活力と魅力にあふれる都市を計画的に維持・創出していくために策定されたものであり、長期的なまちづくりの方向を明らかにするとともに、町が今後展開する個別具体的な都市計画の指針となるものです。

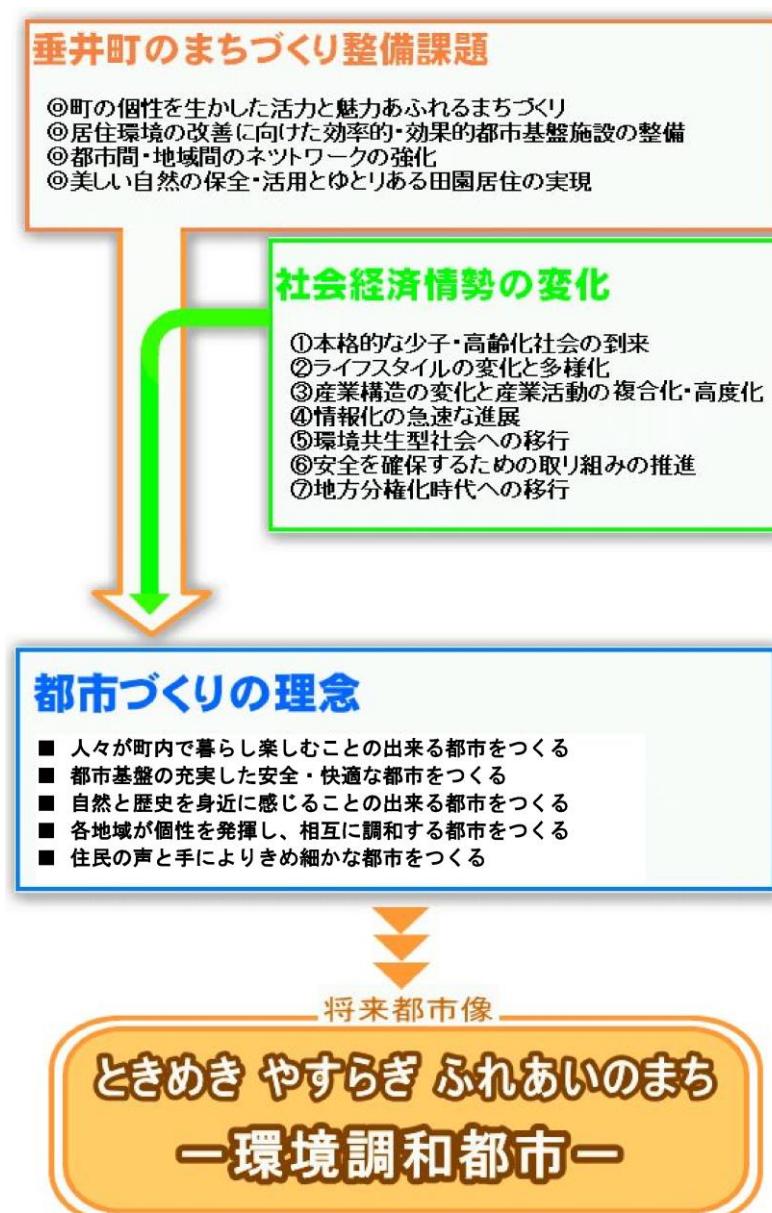
### (2) 計画の期間

2006年度（平成18年度）～2020年度（平成32年度）

2021年度（令和3年度）～2030年度（令和12年度）

### (3) 2006年度～2020年度

#### ①都市づくりの理念と将来都市像



---

## ②将来の都市構造

### 都市構造の骨格

都市構造の骨格は、将来の土地利用や道路網の土台となるものであり、町では核となる「拠点」と性格・役割の異なる5つの「軸」によって形成されます。

- ①東西都市形成軸(産業集積軸)
- ②南北都市形成軸
- ③地域連携軸
- ④都市間連携軸
- ⑤自然交流軸
- ⑥都市機能集積拠点(都心核)

### 都市・環境の枠組み

都市構造の骨格をもとに、基本的な都市及び環境の枠組みを設定し、枠組みをもとに、居住、産業、営農、自然環境を維持し、それぞれの特性に応じた整備・保全を進めていきます。

- ①都市機能集積ゾーン
- ②産業集積ゾーン
- ③市街地形成促進ゾーン
- ④市街地ゾーン
- ⑤沿道利用促進ゾーン
- ⑥森林ゾーン
- ⑦農業・集落ゾーン
- ⑧観光レクリエーションゾーン

### ③公共交通の整備方針

公共交通に関する方針は、「都市整備の方針」内の交通体系の整備方針において、以下のように定められています。

鉄道	○輸送力の増強を関係機関に働きかけ、住民の交通手段としての利便性向上を図っていきます。
民間バス	○バス事業者と連携し、住民のニーズにあった運行ダイヤの実現を促進します。 ○積極的なバス利用促進策を実施することにより、バス利用者の増加を図ります。
巡回バス	○町内の主要な公共公益施設を連絡する身近な交通手段として、さらなる利便性向上に努めるものとします。

#### (4) 2021年度～2030年度

##### ①都市づくりの目標

###### 目指すべき都市像

ひととまちが輝く 地域共創都市  
～さらなる やさしさと活気を求めて～

###### 都市づくりのコンセプト

- (1) 利便性と中心性を有する、新しい都市機能集積拠点の整備促進
- (2) 住民の誇りと愛着を育て、観光客を惹きつける、地域資源を活かした魅力づくり
- (3) 都市の活力を生み雇用を拡大するための、産業用地の確保
- (4) 美しい垂井の自然と田園を活かした都市農村交流、地域コミュニティの維持
- (5) 多様な世代のライフスタイルを可能にし、安全で安心して暮らせるまちづくり

##### ②将来の都市構造

都市の骨格構造として、次の拠点や軸、ゾーンを位置付けます。ここでの考え方は、垂井町第6次総合計画を基本としています。

###### (1) 拠点

- 1. 都市機能集積拠点
- 2. 観光交流拠点

###### (2) 軸

###### 1. 都市間軸

町中心部を東西に横断する（都）一般国道21号線、（都）大垣関ヶ原線、南北に縦断する（都）府中栗原線、主要地方道岐阜関ヶ原線は、他都市と連携する道路であることから、「都市間軸」として位置づける。

###### 2. 地方間軸

本町にある7つの地域の地域コミュニティにおいて、相互に連携を図るための主要な道路を「地方間軸」として位置づける。

###### (3) ゾーン

- 1. 市街地環境整備ゾーン
- 2. 商業集積ゾーン
- 3. 工業集積ゾーン
- 4. 郊外居住ゾーン
- 5. 農地保全ゾーン
- 6. 自然共生ゾーン

---

### ③道路・交通の方針（一部抜粋）

#### （1）都市間軸・地域間軸の方針

- ・町の骨格となり、周辺都市を結ぶ幹線となる道路として、4車線化などの整備に向けて関係機関に働きかける。
- ・幹線道路沿道の土地利用に努め、市街化調整区域においては、工業系の土地利用誘導の検討と農地や田園居住との調和を図り、適切な土地利用を誘導する。

#### （2）誰もが利用しやすい公共交通ネットワークの形成

- ・JR垂井駅を拠点とした、巡回バス等を含めた地域公共交通ネットワークを形成する。
- ・巡回バスの持続可能な運行を目指すとともに、町の中心部に位置する都市機能集積拠点へのアクセス向上に努める。
- ・都市機能集積拠点では特に、バリアフリー化やユニバーサルデザイン化を図る。

#### （3）幹線道路網の整備推進と維持管理

- ・（都）一般国道21号線の4車線化の整備を促進するとともに、（都）府中栗原線の交差点改良や拡幅整備を促進する。
- ・未整備の都市計画道路の見直しや、道路ネットワークの在り方を検討する。
- ・第1次緊急輸送道路ネットワークである（都）一般国道21号線、第2次緊急輸送道路ネットワークである（都）大垣関ヶ原線、（都）府中栗原線等について、適切な整備と維持管理を促進する。

#### （4）道路空間における歩行者、自転車の安全性の向上

- ・小学校等の周辺でのスクールゾーンの指定による時間指定の車両通行禁止等の検討により、道路空間の歩行者の安全性向上を促進する。
- ・通学路の安全面の点検や、歩行者空間のカラー舗装化に取り組む。

## 6.2 地域公共交通の将来像とその実現に向けた基本方針

上位計画における将来都市像を基本とし、現況分析や調査結果等を踏まえ、垂井町における地域公共交通の将来像は旧計画を引き継ぐこととし、その実現に向けた基本方針は次のように定めます。

### 地域公共交通の将来像

- ◆高齢者にやさしい公共交通
- ◆住民が快適に利用できる公共交通
- ◆町全体に活気をもたらす公共交通
- ◆みんなで考え、創り、守り、育て、いつまでも持続して運行される公共交通

### 基本方針

#### 基本方針① 高齢者等の移動制約者を主たるターゲット

- ・高齢化の進展に伴い、自家用車による外出ができない移動制約者が一層増加すると予想されます。
- ・このような移動制約者を主たるターゲットとして考え、買い物や通院などの日常生活の足として便利に利用できるバスサービスを提供します。

#### 基本方針② 受益者負担（有料化）を伴っても満足されるサービス

- ・平成27年より、バスサービスの充実を図るとともに、持続的なサービスを提供するため受益者負担（有料化）を求めていきます。
- ・一般的には有料化すると利用者が減少すると考えられますが、路線再編による利便性向上により、平成27年以降利用者は増加しています。
- ・今後も利用者ニーズを反映した運行ルートの見直しや本数増加等の利便性向上を図り、新たな需要を掘り起します。

#### 基本方針③ 住民ニーズや利用状況を反映した見直し

- ・見直し以降約4年が経過し、利用者数が増加している一方で停留所の増設や垂井駅における巡回バスと鉄道の接続時間の改善など住民から様々な要望が寄せられています。
- ・より利便性が高く、住民ニーズにあった巡回バスを運行するため、利用実績や要望を踏まえた巡回バスの見直しを行い、より外出しやすい環境づくりを行います。

#### 基本方針④ わかりやすさ、使いやすさの向上による外出しやすい環境づくり

- ・巡回バスに関する情報は、多くの住民の目に触れるよう、様々な媒体を活用して広報します。
- ・ルートの変更やバス停の移設・新設により、集落や目的地への距離を縮め、新たな利用者の掘り起をいたします。
- ・垂井駅での乗り継ぎ利便性の向上を図り、鉄道とバスの連携をより強化します。

## 参考

- 課題4で挙げた逆回り運行に関しては、検討を行いましたが、以下の①～③のデメリットがあるため、今回は分かりやすさや利便性を重視し、導入を見送ります。
- ① 帰りの便を1本のがすとプラス2時間の滞在時間となり極端に長くなる。
- ② 帰りの便として利用できる便が少なくなる。
- ③ 時刻表がわかりにくくなる。

図表 6-1 逆回り運行を導入した場合

### 現行のダイヤ

	1便	2便	3便	4便
	順	順	順	順
1 垂井駅西広場	9:10	10:10	11:10	12:10
2 垂井駅北口	9:10	10:10	11:10	12:10
3 役場	9:11	10:11	11:11	12:11
4 日目庵前	9:12	10:12	11:12	12:12
5 下町火の見やぐら前	9:16	10:16	11:16	12:16
6 五明稻荷神社	9:17	10:17	11:17	12:17
7 南長畠公園前	9:18	10:18	11:18	12:18
8 伊吹堂農倉庫前	9:20	10:20	11:20	12:20
9 長畠交差点	9:22	10:22	11:22	12:22
10 菩提	9:24	10:24	11:24	12:24
11 岩手地区まちづくりセンター	9:26	10:26	11:26	12:26
12 禅鐘寺	9:27	10:27	11:27	12:27
13 谷	9:28	10:28	11:28	12:28
14 宮之前踏切	9:30	10:30	11:30	12:30
15 漆原橋西	9:32	10:32	11:32	12:32
16 高瀬ヶ丘	9:35	10:35	11:35	12:35
17 垂井郵便局	9:39	10:39	11:39	12:39
18 博愛会病院	9:40	10:40	11:40	12:40
19 マックスバリュ	9:43	10:43	11:43	12:43
20 タルイビアセンター	9:47	10:47	11:47	12:47
21 文化会館	9:49	10:49	11:49	12:49
22 トミダヤ	9:53	10:53	11:53	12:53
23 垂井駅北口	9:54	10:54	11:54	12:54
24 垂井駅西広場	9:55	10:55	11:55	12:55

- 滞在時間はどの施設においても1時間間隔
- 行きまたは帰りのどちらかは必ず乗り越しをする必要がある（駅で15分待機）
- 所要時間は往復1時間（駅待機15分含む）

### 岩手地区まちづくりセンター ⇄ 博愛会病院

行き	岩手地区まちづくりセンター	9:26	1便
	所要時間	14分	
	博愛会病院	9:40	
帰り	博愛会病院	10:40	2便
帰り	岩手地区まちづくりセンター	11:40	3便
帰り	4便	12:26	4便

### 岩手地区まちづくりセンター ⇄ トミダヤ

行き	岩手地区まちづくりセンター	9:26	1便
	所要時間	27分	
	トミダヤ	9:53	
帰り	トミダヤ	10:53	2便
帰り	岩手地区まちづくりセンター	11:53	3便
帰り	4便	12:26	4便

### 逆回りを導入した場合のダイヤ

	1便	2便	3便	4便
	順	逆	順	逆
1 垂井駅西広場	9:10	10:55	11:10	12:55
2 垂井駅北口	9:10	10:55	11:10	12:55
3 役場	9:11	10:54	11:11	12:54
4 日目庵前	9:12	10:53	11:12	12:53
5 下町火の見やぐら前	9:16	10:49	11:16	12:49
6 五明稻荷神社	9:17	10:48	11:17	12:48
7 南長畠公園前	9:18	10:47	11:18	12:47
8 伊吹堂農倉庫前	9:20	10:45	11:20	12:45
9 長畠交差点	9:22	10:43	11:22	12:43
10 菩提	9:24	10:41	11:24	12:41
11 岩手地区まちづくりセンター	9:26	10:39	11:26	12:39
12 禅鐘寺	9:27	10:38	11:27	12:38
13 谷	9:28	10:37	11:28	12:37
14 宮之前踏切	9:30	10:35	11:30	12:35
15 漆原橋西	9:32	10:33	11:32	12:33
16 高瀬ヶ丘	9:35	10:30	11:35	12:30
17 垂井郵便局	9:39	10:26	11:39	12:26
18 博愛会病院	9:40	10:25	11:40	12:25
19 マックスバリュ	9:43	10:22	11:43	12:22
20 タルイビアセンター	9:47	10:18	11:47	12:18
21 文化会館	9:49	10:16	11:49	12:16
22 トミダヤ	9:53	10:12	11:53	12:12
23 垂井駅北口	9:54	10:11	11:54	12:11
24 垂井駅西広場	9:55	10:10	11:55	12:10

- 行きが1便の場合、2便または4便で帰ると逆回りのメリットを享受できる（3便では逆回りのメリットを享受できない）

- トミダヤが目的地の場合、行き1便⇒帰り2便の滞在時間は19分と短く、帰り4便にすると2時間19分と極端に長くなる

- 所要時間は、出発地・目的地によって異なる

### 岩手地区まちづくりセンター ⇄ 博愛会病院

行き	岩手地区まちづくりセンター	9:26	1便
	所要時間	14分	
	博愛会病院	9:40	
帰り	博愛会病院	10:25	2便
帰り	岩手地区まちづくりセンター	10:39	3便
帰り	4便	12:39	4便

### 岩手地区まちづくりセンター ⇄ トミダヤ

行き	岩手地区まちづくりセンター	9:26	1便
	所要時間	27分	
	トミダヤ	9:53	
帰り	トミダヤ	10:12	2便
帰り	岩手地区まちづくりセンター	10:39	3便
帰り	4便	12:39	4便

### 6.3 評価指標

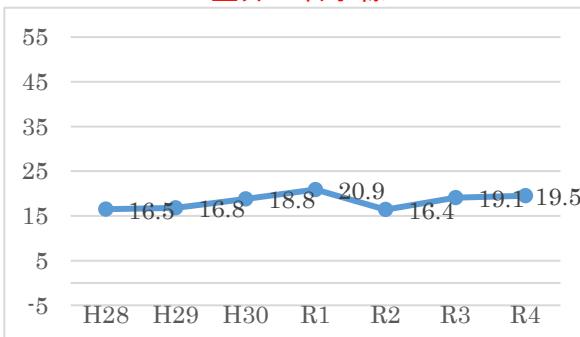
地域公共交通の将来像及び基本方針を踏まえ、評価指標を以下のように設定します。

	基準値 (令和元事業年度)	基準値 (令和3事業年度)	目標値 (令和4事業年度)
指標1 1日あたりの利用者数	130.3人／日	104.8人／日	107.1人／日
垂井・岩手線	20.9人／日	19.1人／日	19.5人／日
府中・東線	27.8人／日	20.3人／日	20.3人／日
垂井・宮代・表佐線	46.9人／日	33.9人／日	33.9人／日
栗原・表佐・東線	34.9人／日	31.5人／日	33.4人／日
指標2 垂井駅でのバス乗降者数	45.3人／日	35.1人／日	35.9人／日
指標3 利用者1人あたり運行経費	742円／人	821円／人	821円／人

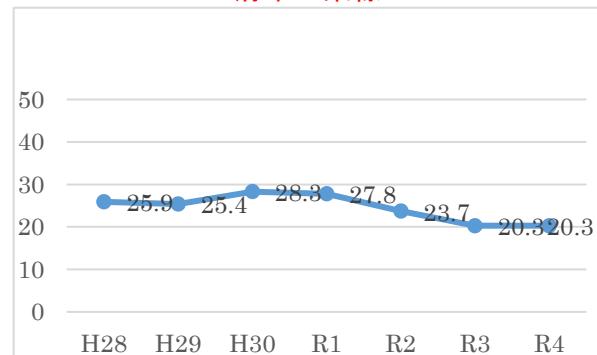
#### 算出根拠等

- 指標1は、平成28事業年度～令和3事業年度の実績をもとに平均伸び率を算出し、令和4事業年度の目標値を設定。ただし、平均伸び率がマイナスの路線は、令和3事業年度の実績を目標値に設定。

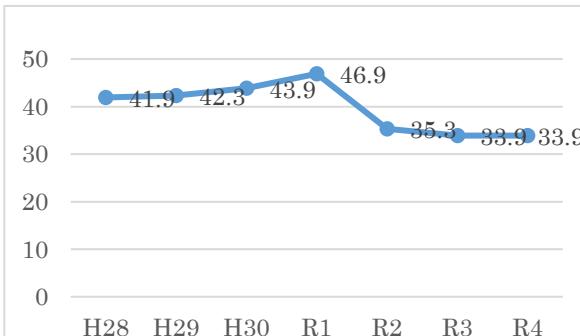
垂井・岩手線



府中・東線



垂井・宮代・表佐線



栗原・表佐・東線



- ・指標2は、垂井駅北口、垂井駅南口、垂井駅西広場の乗降者数を合算した値。**令和3事業年度の利用者数全体に占める垂井駅利用者の割合を算出し、指標1の目標値**に乗じた値を目標値としている。
- ・指標3は、年間運行経費から年間利用者数を除した値。
- ・年度は補助年度である10月～9月で集計。（地域公共交通確保維持改善事業に合わせる）  
例) 令和元事業年度=平成30年10月～令和元年9月

## 第7章 事業計画

### 7.1 事業概要

垂井町が目指す公共交通の将来像を実現するため、「路線見直し」「利用促進」「隣接市町との連携」の3つの事業を実施していきます。

#### I 路線見直し

- 1 ダイヤの編成
- 2 ルート変更及びバス停の移設・新設

#### II 利用促進

- 1 高頻度利用者への割引制度
- 2 運転免許証自主返納支援
- 3 広報・情報提供
- 4 パブリックスペースの活用
- 5 住民意見や事業者意見の収集・反映

#### III 隣接市町との連携

- 1 稲葉線のバス停新設
- 2 隣接市町との境界付近におけるバス停の維持・新設

### 7.2 路線見直し

#### 7.2.1 ダイヤの編成

##### (1) 目的

- ・鉄道とバスの乗り継ぎ利便性向上

##### (2) 内容

- ・町民ニーズの高い大垣方面への乗り継ぎ利便性向上を図るため、垂井駅への出発・到着時刻を以下のように変更します。

現行のダイヤ：毎時10分に垂井駅発・毎時55分に垂井駅着

見直し(案)：毎時00分に垂井駅発・毎時45分に垂井駅着

##### (3) スケジュール

令和2年10月 実施

令和2年10月以降 繼続的に意見収集・必要に応じて見直し

##### (4) 主体

垂井町

図表 7-1 大垣方面への鉄道の乗り継ぎ時間

現行のダイヤ

大垣方面への行き

巡回バス 垂井駅 着時刻	乗継時間	J R 大垣方面 発時刻
9:55	28分	10:23
10:55	4分	10:59
	31分	11:26
11:55	2分	11:57
	32分	12:27
12:55	1分	12:56
	32分	13:27
13:55	2分	13:57
	35分	14:30
14:55	2分	14:57
	32分	15:27
15:55	2分	15:57
	32分	16:27
16:55	2分	16:57
	31分	17:26

大垣方面からの帰り

J R 米原方面 着時刻	乗継時間	巡回バス 垂井駅 発時刻
8:49	21分	9:10
9:51	19分	10:10
10:50	20分	11:10
11:50	20分	12:10
12:50	20分	13:10
13:50	20分	14:10
14:49	21分	15:10
15:45	25分	16:10

行き：乗継時間が1～4分と短く、それを逃すと30分程度待つ必要あり  
帰り：乗継時間が概ね20分前後

ダイヤ編成

大垣方面への行き

巡回バス 垂井駅 着時刻	乗継時間	J R 大垣方面 発時刻
9:45	2分	9:47
	43分	10:23
10:45	14分	10:59
11:45	12分	11:57
12:45	11分	12:56
13:45	12分	13:57
14:45	12分	14:57
15:45	12分	15:57
16:45	12分	16:57

行き帰りともに、乗継時間は概ね10分前後になる

大垣方面からの帰り

J R 米原方面 着時刻	乗継時間	巡回バス 垂井駅 発時刻
8:49	11分	9:00
9:51	9分	10:00
10:50	10分	11:00
11:50	10分	12:00
12:50	10分	13:00
13:50	10分	14:00
14:49	11分	15:00
15:45	15分	16:00

## 7.2.2 ルート変更及びバス停の移設・新設

### (1) 目的

- ・目的施設へのアクセス向上
- ・バス利用不便地区の解消

### (2) 内容

- ・利用者が伸び悩んでいる垂井・岩手線と府中・東線は、ルートの見直しを行います。
- ・すべての路線において、必要に応じバス停の新設や移設を行います。

#### 主なルート変更内容

- ・現行は府中・東線がカバーしている府中の中央は、垂井・岩手線でカバーします。
- ・垂井・岩手線で府中の中央をカバーする代わりに、府中・東線は府中の東側をカバーします。
- ・現行は府中・東線のみでカバーしている大石地区は、府中・東線と垂井・岩手線の2ルートでカバーします。
- ・より効率的な運行のため、府中・東線の北側のバス停巡回順を逆回りにします。

#### 移設バス停

- |        |                                                                           |
|--------|---------------------------------------------------------------------------|
| 垂井・岩手線 | ：伊吹営農倉庫前→伊吹、大石公民館→西大石、漆原橋西→漆原                                             |
| 府中・東線  | ：府中小学校西→府中小学校前、<br>新井集落センター→新井集落センター（南側へ）、<br>梅谷口→梅谷コミュニティセンター、駒引→駒引（南側へ） |

#### 新設バス停

- |           |                              |
|-----------|------------------------------|
| 垂井・岩手線    | ：御幸橋東、いぶき苑、府中中央              |
| 府中・東線     | ：笛原、北清水、府中東、東大石、パナタウン、不破中学校前 |
| 垂井・宮代・表佐線 | ：東森下口、薬局前                    |
| 栗原・表佐・東線  | ：地蔵院、綾戸4号、ユニチカ前              |

#### 廃止バス停

- |        |       |
|--------|-------|
| 垂井・岩手線 | ：日目庵前 |
|--------|-------|

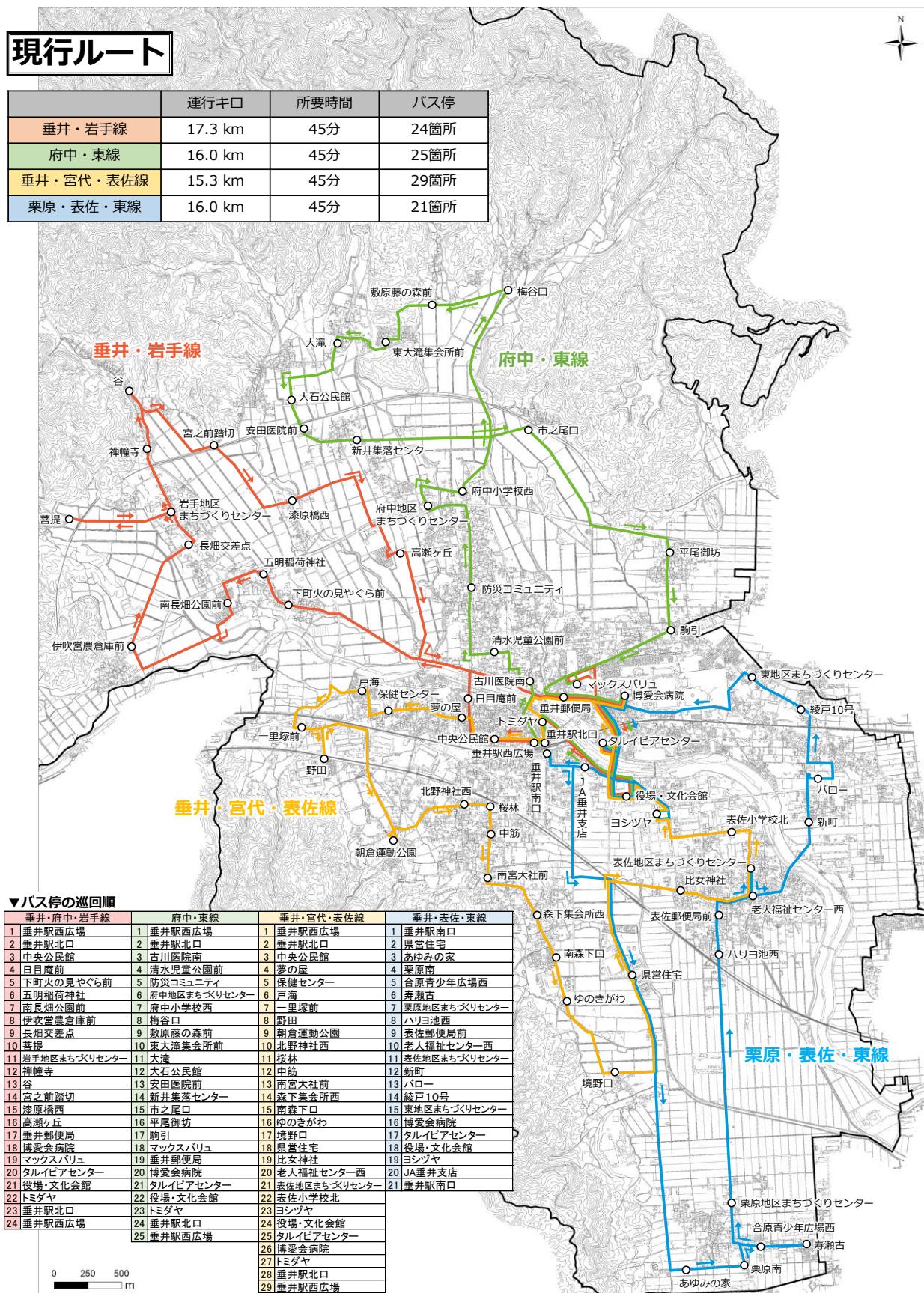
### (3) スケジュール

- |           |                    |
|-----------|--------------------|
| 令和2年10月   | 実施                 |
| 令和2年10月以降 | 継続的に意見収集・必要に応じて見直し |

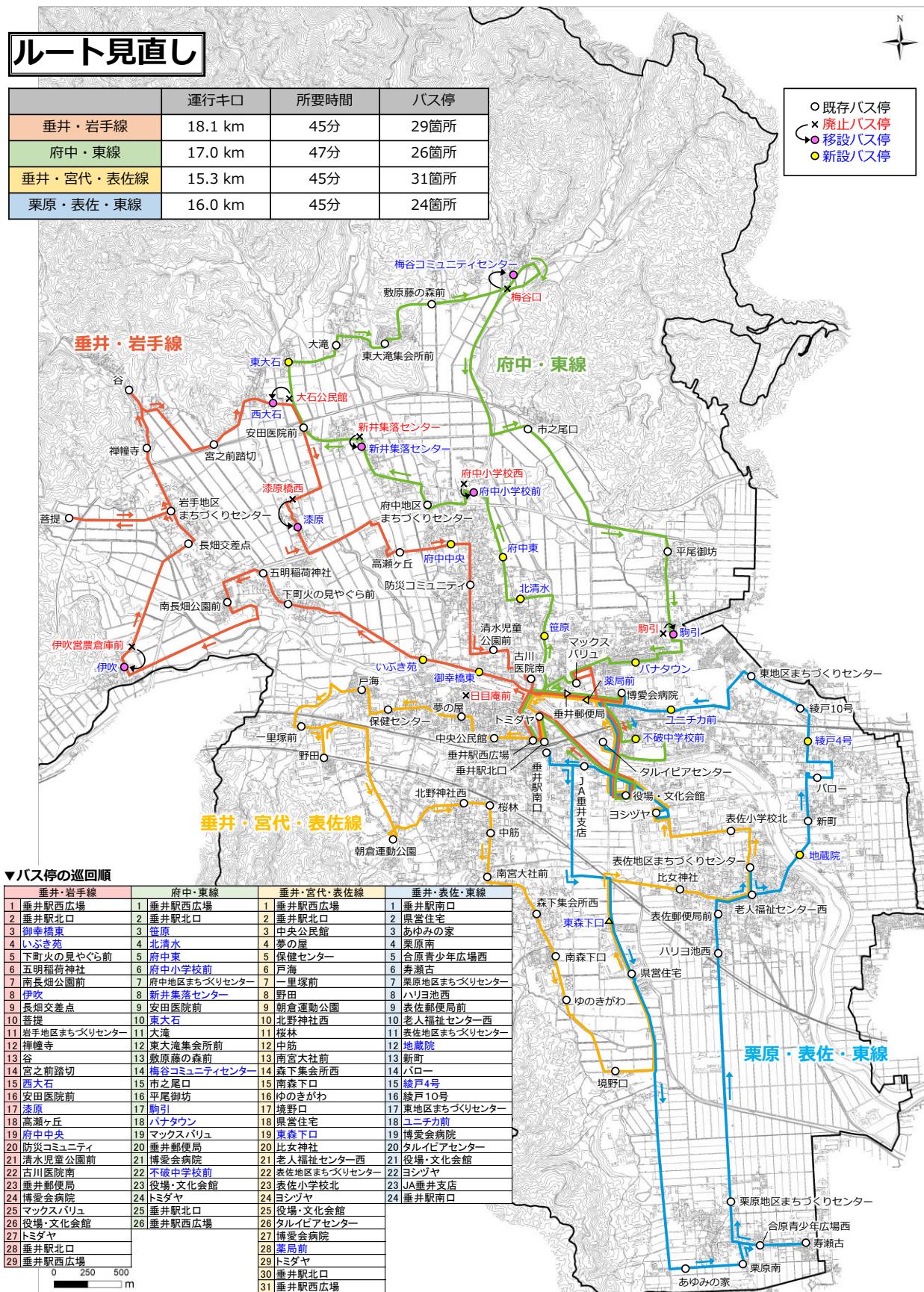
### (4) 主体

垂井町

図表 7-2 巡回バス 現行ルート



図表 7-3 巡回バス ルート見直し



## 7.3 利用促進

---

### 7.3.1 高頻度利用者への割引制度

#### (1) 目的

- ・高頻度利用者の負担軽減

#### (2) 内容

- ・高頻度利用者の負担を軽減し、日常生活の足として巡回バスを利用していただくため割引制度を継続します。
- ・定期券：1ヶ月2,000円、3ヶ月5,000円、6ヶ月9,000円（6ヶ月定期は新規）
- ・回数券：100円券11枚綴り 1,000円

#### (3) スケジュール

令和2年度～**令和5年度** 継続実施・新規実施

#### (4) 主体

垂井町

### 7.3.2 運転免許証自主返納支援

#### (1) 目的

- ・運転免許証返納の促進
- ・新規利用者の開拓

#### (2) 内容

- ・運転に不安を感じる高齢者等の自主的な運転免許の返納を促し、交通事故防止を図るため、垂井町に住民票があり、有効期間内の運転免許証を平成29年4月1日以降に自主返納した方を対象に、巡回バスの定期乗車券1年分を交付する事業を継続します。

#### (3) スケジュール

令和2年度～**令和5年度** 継続実施

#### (4) 主体

垂井町

### 7.3.3 広報・情報提供

#### (1) 目的

- ・新規利用者の開拓
- ・垂井駅における利便性向上

#### (2) 内容

- ・リーフレットの全戸配布や町内主要施設（垂井駅、商業施設、医療施設、公共施設等）への配布、町HPへの掲載等、多くの住民が目に触れるように様々な媒体を活用します。
- ・垂井駅での利便性向上のため、引き続き改札口前や垂井駅西広場に看板を設置します。

#### (3) スケジュール

令和2年度～**令和5年度** 継続実施

#### (4) 主体

垂井町

### 7.3.4 パブリックスペースの活用

#### (1) 目的

- ・新規利用者の開拓

#### (2) 内容

- ・バス車内に、町内の保育園・幼稚園・こども園の園児が描いた絵、地元高校の活動内容の紹介などを展示し、園児、父母、祖父母の乗車機会を創出します。
- ・バス車内を乗車時間が楽しめるような空間とし、住民同士のコミュニティの場とします。

図表 7-4 巡回バス車内の様子



#### (3) スケジュール

令和2年度～**令和5年度** 継続実施

#### (4) 主体

垂井町

---

### 7.3.5 住民意見や事業者意見の収集・反映

#### (1) 目的

- ・サービスの向上

#### (2) 内容

- ・住民から巡回バスに関する意見・要望を常に受け付けたり、バス運転手や事業者との意見交換会を開催します。
- ・収集した意見は費用対効果を踏まえ、実現可能なことから実施していきます。

#### (3) スケジュール

令和2年度～**令和5年度** 繼続実施

#### (4) 主体

垂井町

## 7.4 隣接市町との連携

### 7.4.1 稲葉線のバス停新設

#### (1) 目的

- ・大垣方面へのアクセス向上

#### (2) 内容

- ・大垣市自主運行バス 稲葉線の垂井町内を通過する区間にバス停を新設するよう要望します。

図表 7-5 稲葉線バス停新設



#### (3) スケジュール

令和2年度～**令和5年度** 新規実施

#### (4) 主体

垂井町、大垣市、名阪近鉄バス

## 7.4.2 隣接市町との境界付近におけるバス停の維持・新設

### (1) 目的

- ・隣接市町（垂井町との境界付近）からの垂井駅及び垂井町中心部へのアクセス向上

### (2) 内容

- ・隣接市町の住民が利用している巡回バスのバス停を維持します。  
例) 栗原・表佐・東線 栗原南バス停（養老町民が利用）
- ・隣接市町の住民の一定の利用が見込まれる場合は、バス停の新設を検討します。

### (3) スケジュール

令和2年度～**令和5年度** 繼続実施

### (4) 主体

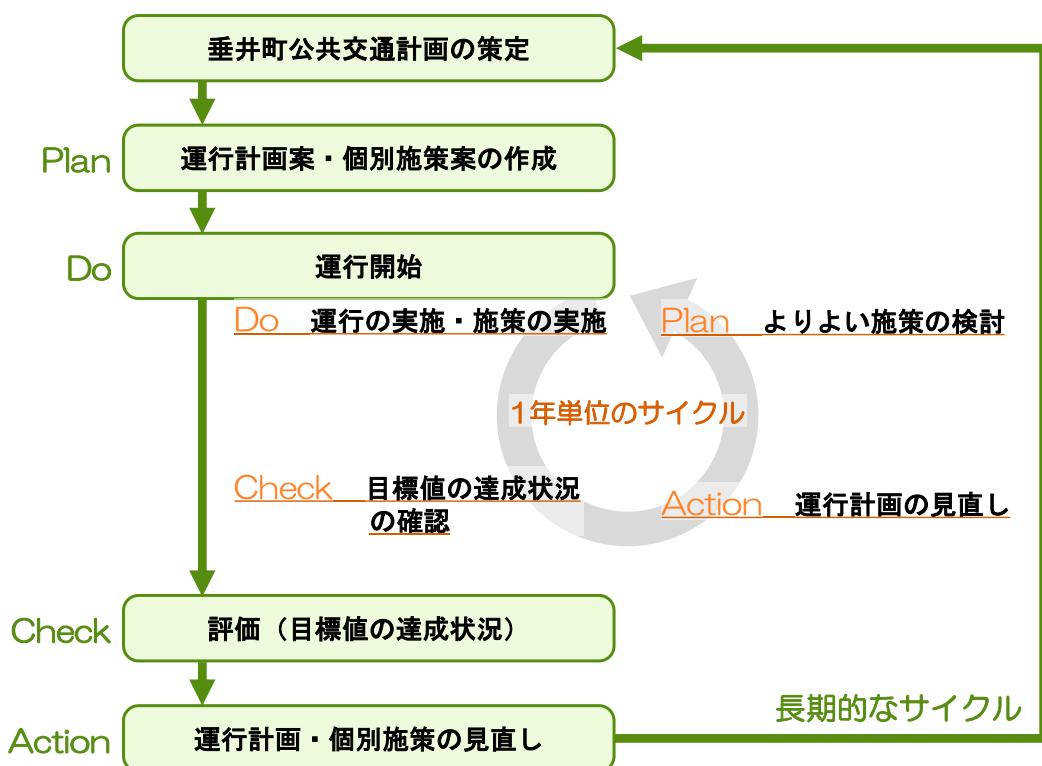
垂井町

## 7.5 スケジュール

事業	実施予定年度			
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	<b>令和5年度</b>
<b>I 路線見直し</b>				
1 ダイヤの編成	令和2年度10月			
2 ルート変更及びバス停の移設・新設	令和2年度10月			
<b>II 利用促進</b>				
1 高頻度利用者への割引制度	継続実施	新規実施		
2 運転免許証自主返納支援	継続実施			
3 広報・情報提供	継続実施			
4 パブリックスペースの活用	継続実施			
5 住民意見や事業者意見の収集・反映	継続実施			
<b>III 隣接市町との連携</b>				
1 稲葉線のバス停新設		新規実施		
2 隣接市町との境界付近におけるバス停の維持・新設		継続実施		

## 7.6 計画の推進体制

- ・住民の移動ニーズは、人口の増減や高齢化の進行、医療施設・商業施設の新設・廃止などによって変化します。このニーズの変化に伴い、必要とされるサービスも変化するため、各種施策は適宜見直しを行い改善する必要があります。
- ・そのため、各種施策の見直しは、Plan（計画策定）・Do（事業実施）・Check（評価・検証）・Action（見直し・改善）からなるPDCAサイクルに沿って実施していきます。
- ・PDCAサイクルは、計画期間全体を通じた長期的なものと、毎年の取り組みや社会情勢を踏まえて1年単位のものの2種類を実施していくこととなります。
- ・各年度においては、個別事業の推進状況を確認するとともに、必要に応じ利用状況や住民意見等に基づく運行計画の見直しや、新たな施策の検討、スケジュールの見直し等を行います。
- ・計画最終年度においては、個別事業の進捗状況の確認等に加え、評価指標の目標値による評価を合わせて行い、次期計画についての検討を行います。
- ・本計画の推進（PDCAサイクルの実施）については、関係者が連携し、垂井町地域公共交通会議にて行います。



令和 5 年度  
生活交通確保維持改善計画  
(令和 5 ~ 7 年度)

令和 4 年 6 月 23 日

垂井町地域公共交通会議

生活交通確保維持改善計画  
(地域公共交通確保維持事業のうち地域内フィーダー系統関係)

令和4年6月23日  
(名称) 垂井町地域公共交通会議

<p>生活交通確保維持改善計画の名称</p> <p>垂井町地域内フィーダー系統確保維持計画</p> <p>1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性</p>
<p>垂井町では、JR東海道本線垂井駅を公共交通の基軸とし、かつてはいくつかの民間バス会社の路線が運行していました。一方、町では、平成6年に高齢者の公共施設間の移動手段として、町営無料福祉バス「すこやか号」の運行を開始しましたが、少子高齢化の進展により、通院、買い物などの日常生活に必要な交通手段が無い高齢者が増え、提供するサービスとニーズに乖離が見受けられるようになりました。</p> <p>そこで、平成25年に、住民1,000人を対象とした改善要望、利用意向、確保維持などに関するアンケート調査を実施しました。この調査では、巡回バスを買い物、通院、通勤、通学などの日常生活に利用したいという住民ニーズがある一方、運行経費などに対して多額の税金を投入することは、利用しない住民にとって不公平感を伴うものであり、利用者に一定の負担を求めるべきであるという意見もありました。これらの結果を受け、平成26年に、地域の現状を把握し、利用者ヒアリングや住民ワークショップを行いながら垂井町公共交通計画を策定し、路線再編、利用促進など巡回バスの拡充に取り組んでいくこととなりました。平成27年10月には、計画に基づき、路線の再編、運行台数の増加、有償運行といった新しい形で、巡回バスの運行を開始しました。</p> <p>また、令和2年10月からは、新運行から4年が経過し、利用者が増加している一方で、住民から様々な要望が寄せられたことから、さらに利便性が高く、住民ニーズにあった運行を行うため、路線等の見直しを行いました。</p> <p>本計画における地域内フィーダー系統路線である垂井町巡回バス垂井・岩手線、府中・東線、垂井・宮代・表佐線、栗原・表佐・東線は、地域間交通ネットワークであるJR東海道本線と垂井駅で接続しているほか、主要な公共施設、病院、商業施設を経由するなど利用者ニーズに沿った路線となっています。高齢者を中心としたマイカーを利用することができない住民が、通勤や通院、買い物などの日常生活をおくるために極めて重要な手段となっています。これらの路線について持続可能な運行を実施していくために、地域公共交通確保維持改善事業費補助金を活用し、持続的にサービスを提供できる公共交通を目指します。</p>

## 2. 地域公共交通確保維持事業の定量的な目標・効果

### (1) 事業の目標

#### ○巡回バスの年間目標利用者数

平成 27 年 10 月より、「垂井・岩手線」、「府中・東線」、「垂井・宮代・表佐線」、「栗原・表佐・東線」の 4 路線、各路線 1 台、計 4 台で運行しています。

利用者実績については、**令和 3 事業年度(令和 2 年 10 月～令和 3 年 9 月)**の期間では、下記のとおりとなりました。

#### 【1 日あたりの平均乗車人数】

	令和 3 事業年度【実績】
垂井・岩手線	19.1 人／日
府中・東線	20.3 人／日
垂井・宮代・表佐線	33.9 人／日
栗原・表佐・東線	31.5 人／日
合 計	104.8 人／日

今後は町内における人口が緩やかに減少することが予想されるものの、高齢化率の上昇により利用見込み客が増加することを考慮し、**令和 5 事業年度**以降の各路線の 1 日あたりの平均乗車人数を目標値として定めます。

併せて、継続してバスを運行できるよう費用対効果に関する数値目標を設定します。

#### 【1 日あたりの平均乗車人数】

	令和 4 事業年度 【目標】*	令和 5 事業年度 【目標】	令和 6 事業年度 【目標】	令和 7 事業年度 【目標】
垂井・岩手線	19.5 人／日	19.9 人／日	20.3 人／日	20.7 人／日
府中・東線	20.3 人／日	20.3 人／日	20.3 人／日	20.3 人／日
垂井・宮代・表佐線	33.9 人／日	33.9 人／日	33.9 人／日	33.9 人／日
栗原・表佐・東線	33.4 人／日	35.4 人／日	37.5 人／日	39.7 人／日
合 計	107.1 人／日	109.5 人／日	112.0 人／日	114.6 人／日

(備考) 各年 10 月～翌年 9 月を事業年度としている。

\* 平成 28 事業年度～令和 3 事業年度の実績をもとに平均伸び率を算出し、令和 4 事業年度以降の目標値を設定。ただし、平均伸び率がマイナスの路線は、令和 3 事業年度の実績を目標値に設定。

#### 【費用対効果の数値目標】

	令和 3 事業 年度【実績】	令和 4 事業 年度【目標】*	令和 5 事業 年度【目標】	令和 6 事業 年度【目標】	令和 7 事業 年度【目標】
利用者 1 人 あたりの運行経費	821 円／人	821 円／人	821 円／人	821 円／人	821 円／人

(備考) 各年 10 月～翌年 9 月を事業年度としている。

\* 令和 3 事業年度の実績を令和 4 事業年度以降の目標値に設定

## (2) 事業の効果

商業施設、医療施設への乗り入れを行い、ヘッドダイヤの導入により、利便性の向上を図るとともに、小型車両の導入により、高齢化率が高い末端集落までの路線を設定しました。

これらの取組により、交通不便地域の地区及び対象人口、**垂井 1,177 人、東 568 人、宮代 1,871 人、表佐 1,434 人、合原 1,086 人、府中 3,239 人、岩手 2,110 人 合計 11,485 人**の高齢者等交通弱者の日常生活に必要不可欠な移動手段が確保され、より活発な地域間交流及び社会参加の機会を促進し、地域活性化につなげます。

### 3. 2. の目標を達成するために行う事業及びその実施主体

- ① バス車内にコミュニティスペースを設け、こども園の園児が描いた絵を掲示することにより、主な乗客である高齢者が子供や孫と乗車する機会を創出するとともに、不破高校生徒の活動内容を掲示することにより、乗客に対し不破高校の存在を身近に感じてもらうなど、バス内が地域の情報交換の場となり、住民の乗車機会の拡大につながるよう車内掲示を行います。(垂井町)
- ② 全座席にヘッドレストカバーを取り付け、路線図や時刻表を掲示することにより、新規利用者でも利用しやすい環境を整えます。(垂井町)
- ③ 巡回バス側面における広告の掲示方法を見直し、広告面積や設置箇所の拡大により広告効果の拡大を図り、広告主を増やすことにより、自主財源を確保します。(垂井町)
- ④ 運転手との意見交換会を開催することにより、接客の資質の更なる向上や、利用者の利用状況や運行における課題などを集約し、サービスの向上につなげます。(垂井町)
- ⑤ 免許自主返納制度を、広報などで積極的に周知し、高齢等の理由による運転技術の低下が招く交通事故の発生を抑止するとともに、新たな利用者の掘り起こしを行います。(垂井町)

### 4. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者

地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表 1」を添付

### 5. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の負担者

垂井町

### 6. 補助金の交付を受けようとする補助対象事業者の名称

垂井町

### 7. 補助を受けようとする手続きに係る利用状況等の継続的な測定方法

該当なし

### 8. 別表 1 の補助対象事業の基準二ただし書に基づき、協議会が平日 1 日当たりの運行回数が 3 回以上で足りると認めた系統の概要

該当なし

### 9. 別表 1 の補助対象事業の基準ハに基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が

整備されている」認めた市町村の一覧
該当なし
10. 生産性向上の取組に係る取組内容、実施主体、定量的な効果目標、実施時期及びその他特記事項
該当なし
11. 外客来訪促進計画との整合性
該当なし
12. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要 地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表5」を添付
13. 車両の取得に係る目的・必要性
該当なし
14. 車両の取得に係る定量的な目標・効果 (1) 事業の目標 該当なし (2) 事業の効果 該当なし
15. 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者、要する費用の負担者 該当なし
16. 老朽更新の代替による費用の削減等による地域公共交通確保維持事業における収支の改善に係る計画（車両の代替による費用削減等の内容、代替車両を活用した利用促進策） 該当なし
17. 協議会の開催状況と主な議論
平成26年度 第1回 垂井町地域公共交通会議（7月17日開催） (1) 垂井町地域公共交通会議の目的と役割 (2) 垂井町公共交通の現況と課題 (3) 垂井町公共交通計画策定スケジュール ※道路運送法に基づき地域公共交通会議を設立
第2回 垂井町地域公共交通会議（10月21日開催） (1) 現状の巡回バス「すこやか号」ルート確認 (2) 現状把握及び住民意向の調査結果について 利用者ヒアリング調査、住民ワークショップの結果報告 (3) 町が目指す公共交通の将来像（案） (4) 巡回バスの運行計画（案） ※基礎調査を経て、町の公共交通施策の方向性について合意
第3回 垂井町地域公共交通会議（1月22日開催） (1) 目標（案）について

(2) 事業計画（案）について

※垂井町公共交通計画で掲げる施策目標（案）及び事業計画（案）について合意

平成 27 年度

第 1 回 地域公共交通会議（6 月 19 日開催）

(1) 運行計画について

(2) 垂井町地域公共交通会議設置要綱の改正について

(3) 垂井町生活交通確保維持改善計画について

※自家用有償旅客運送運行に関する合意、生活交通確保維持改善計画の承認を得た。

第 2 回 地域公共交通会議（2 月 25 日開催）

(1) 新巡回バス運行までの取組について

(2) 新巡回バスの利用状況について

(3) 新巡回バスに関する意見等について

※新規運行にかかる利用者数と住民意見を取りまとめて報告。

平成 28 年度

第 1 回 地域公共交通会議（書面開催）

(1) 平成 29 年度生活交通確保維持改善計画（案）

(2) 新巡回バスの利用状況について

※生活交通確保維持改善計画の承認を得た。

第 2 回 地域公共交通会議（1 月 17 日開催）

平成 28 年度地域公共交通確保維持改善事業に関する事業評価について

※平成 28 年度事業評価について承認を得た。

平成 29 年度

第 1 回 地域公共交通会議（6 月 23 日開催）

(1) 自家用有償旅客運送の更新登録申請について

(2) 平成 30 年度生活交通確保維持改善計画（案）について

※更新登録申請と生活交通確保維持改善計画の承認を得た。

第 2 回 地域公共交通会議（1 月 10 日開催）

平成 29 年度地域公共交通確保維持改善に関する自己評価について

※平成 29 年度事業評価について承認を得た。

平成 30 年度

第 1 回 地域公共交通会議（6 月 21 日開催）

(1) 平成 31 年度生活交通確保維持改善計画（案）について

(2) 新庁舎建設工事に伴う巡回バスの路線変更について

※生活交通確保維持改善計画と路線変更の承認を得た。

第 2 回 地域公共交通会議（1 月 11 日開催）

平成 30 年度地域公共交通確保維持改善事業に関する事業評価について

※平成 30 年度事業評価について承認を得た。

令和元年度

第 1 回 地域公共交通会議（6 月 25 日開催）

- (1) 令和2年度生活交通確保維持改善計画について
- (2) 停留所名の変更について

#### 第2回 地域公共交通会議（1月14日開催）

- (1) 地域公共交通確保維持改善事業に関する自己評価について
- (2) 垂井町地域公共交通計画の改定について
- (3) ルート等の見直しについて

#### 第3回 地域公共交通会議（書面開催）

- (1) 垂井町地域公共交通計画の改定について
- (2) 垂井町巡回バスの見直し（案）について

### 令和2年度

#### 第1回 地域公共交通会議（7月14日開催）

- (1) 垂井町地域公共交通計画の改訂について
- (2) 自家用旅客有償運送の更新登録について
- (3) 令和3年度生活交通確保維持改善計画について

#### 第2回 地域公共交通会議（書面開催）

地域公共交通確保維持改善事業に関する自己評価について

### 令和3年度

#### 第1回 地域公共交通会議（6月25日開催）

- (1) 活性化法法定協議会の設置について
- (2) 令和4年度生活交通確保維持改善計画について
- (3) 自家用有償運送の変更登録申請について
- (4) 6か月定期券制度の導入について

#### 第2回 地域公共交通会議（書面開催）

- (1) 地域公共交通確保維持改善事業に関する事業評価について
- (2) 車両の購入について
- (3) 停留所の位置変更について

### 令和4年度

#### 第1回 地域公共交通会議（6月23日開催）

- (1) 垂井町地域公共交通計画について
- (2) 令和5年度生活交通確保維持改善計画について

### 18. 利用者等の意見の反映状況

- ①住民アンケート、利用者ヒアリング調査、住民ワークショップ等により得られた住民や利用者の意見を反映し、平成27年10月から新規路線にて運行を開始しました。
- ②路線改編後も、随時利用者アンケートを実施し、意見の集約を図るとともに、通常運行時における住民からの要望や苦情については、運転手との意見交換を図りながら、出来ることは迅速に対応するよう努めています。
- ③地域公共交通計画の改訂のため、主要集客施設ヒアリングや自治会回覧を実施し、得られた住民や利用者の意見を反映して、令和2年10月から路線等を見直しして運行しています。

19. 協議会メンバーの構成

町長又はその指名する者	・垂井町副町長
一般旅客自動車運送事業者	・スイトラベル（株） ・岐阜近鉄タクシー（株） ・名阪近鉄バス（株）乗合バス営業部
一般旅客自動車運送事業者が組織する団体	・（公社）岐阜県バス協会
住民又は利用者の代表者	・垂井町地区まちづくり協議会連絡会 ・垂井町老人クラブ連合会
岐阜運輸支局長又はその指名する者	・国土交通省中部運輸局岐阜運輸支局
一般旅客自動車運送業者の事業用自動車の運転者が組織する団体の代表者	・名阪近鉄バス労働組合
道路管理者又はその指名する者	・国土交通省岐阜国道事務所大垣維持出張所 ・岐阜県大垣土木事務所施設管理課
垂井警察署長又はその指名する者	・垂井警察署交通課
その他公共交通会議の運営上必要と認める者	・岐阜県都市建築部都市公園整備局公共交通課 ・垂井町総務課 ・垂井町建設課

【本計画に関する担当者・連絡先】

（住所）岐阜県不破郡垂井町宮代 2957-11

（所属）垂井町役場 企画調整課

（氏名）生活安全係長 久保田 陽一

担当者 高木 沙織

（電話）0584-22-1152（直通）

（e-mail）[kikaku@town.tarui.lg.jp](mailto:kikaku@town.tarui.lg.jp)

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者(地域内フィーダー系統)

5年度

市区町村名	運送予定者名	運行系統名 (申請番号)	運行系統			系統 キロ程	計画 運行 日数	計画 運行 回数	利 便 増 進 特 例 措 置	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表7及び別表9)			
			起点	経由地	終点					運行態様の別	基準ハで 該当する 要件	補助対象地域間幹 線系統等と接続の 確保	基準ホで該 当する要件 (別表7のみ)
岐阜県 垂井町	垂井町	(1) 垂井・岩手線	垂井駅	岩手・府 中地区	垂井駅	往 18.1km 循環	242日	1,936回		路線定期	②(2)	JR東海道本線垂井駅 北口、ロータリーへ接 続	③
	垂井町	(2) 府中・東線	垂井駅	府中・東 地区	垂井駅	往 17.0km 循環	242日	1,936回		路線定期	②(2)	JR東海道本線垂井駅 北口、ロータリーへ接 続	③
	垂井町	(3) 垂井・宮代・表佐線	垂井駅	宮代・表 佐・東地 区	垂井駅	往 15.0km 循環	242日	1,936回		路線定期	②(2)	JR東海道本線垂井駅 北口、ロータリーへ接 続	③
	垂井町	(4) 栗原・表佐・東線	垂井駅	栗原・表 佐・東地 区	垂井駅	往 15.6km 循環	242日	1,936回		路線定期	②(2)	JR東海道本線垂井駅 南口、ロータリーへ接 続	③

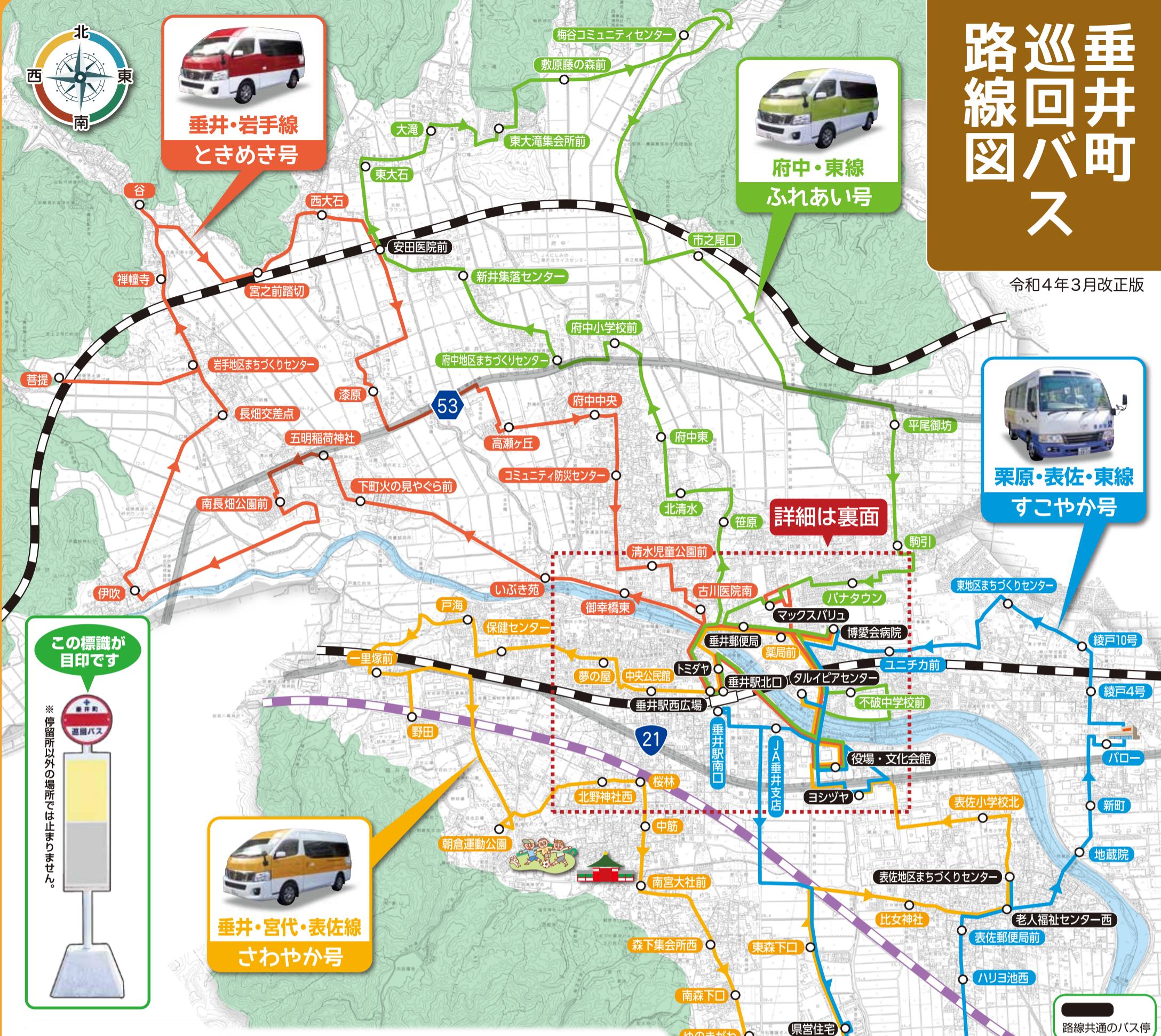
(注)

1. 区域運行及び乗用タクシーによる運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域を記載することとし、「起点」、「終点」及び「系統キロ程」について記載を要しない。
2. 「系統キロ程」については、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
3. 「利便増進特例措置」については、地域公共交通利便増進計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用(別表9)を受けて補助対象となる場合のみ「○」を記載すること。
4. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行、乗用タクシーによる運行の別を記載すること。
5. 「補助対象地域間幹線系統等と接続の確保」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載すること。
6. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名」「利便増進特例措置」について記載を要しない。
7. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。乗用タクシーによる運行の場合は、営業区域を示した地図を添付すること。



# 路巡回バス町回線図

令和4年3月改正版



この標識が  
目印です



垂井・宮代・表佐線  
さわやか号

## 運行日

平日(月曜日～金曜日)

※土日祝日、年末年始(12/29～1/3)は、運休します。

## 運賃

1人1乗車 100円 小学生以下無料

障害者手帳(身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳)をお持ちの方は、提示いただくと利用料金が免除されます。

※あらかじめおつりがないように利用料金を用意して、乗車時に  
お支払いください。

### 回数券

100円券(11枚綴り)  
1,000円



### 販売所

企画調整課または巡回バス車内

### 定期券

1ヶ月 2,000円  
3ヶ月 5,000円  
6ヶ月 9,000円

### 販売所

企画調整課

※土日、祝日の販売はいたしません。

～運転免許証の自主返納された方に定期乗車券を交付します～

免許を返納された方に対し、1回に限り定期乗車券(1年分)の交付を行います。ご利用を希望される方は、役場企画調整課へお問い合わせください。

## 問合せ先

垂井町役場 企画調整課 生活安全係  
0584-22-1152(直通)





表5 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要

市区町村名	垂井町
-------	-----

(単位:人)	
	人 口
人口集中地区以外	13,375
交通不便地域等	11,485

交通不便地域等の内訳

人 口	対象地区	根拠法
1,177	垂井	局長指定
568	東	局長指定
1,871	宮代	局長指定
1,434	表佐	局長指定
1,086	栗原	局長指定
3,239	府中	局長指定
2,110	岩手	局長指定

地域公共交通計画、地域公共交通利便増進実施計画、地域旅客運送サービス継続実施計画の策定期月日及び特例適用開始年度

計画名	策定期月日	特例適用開始年度

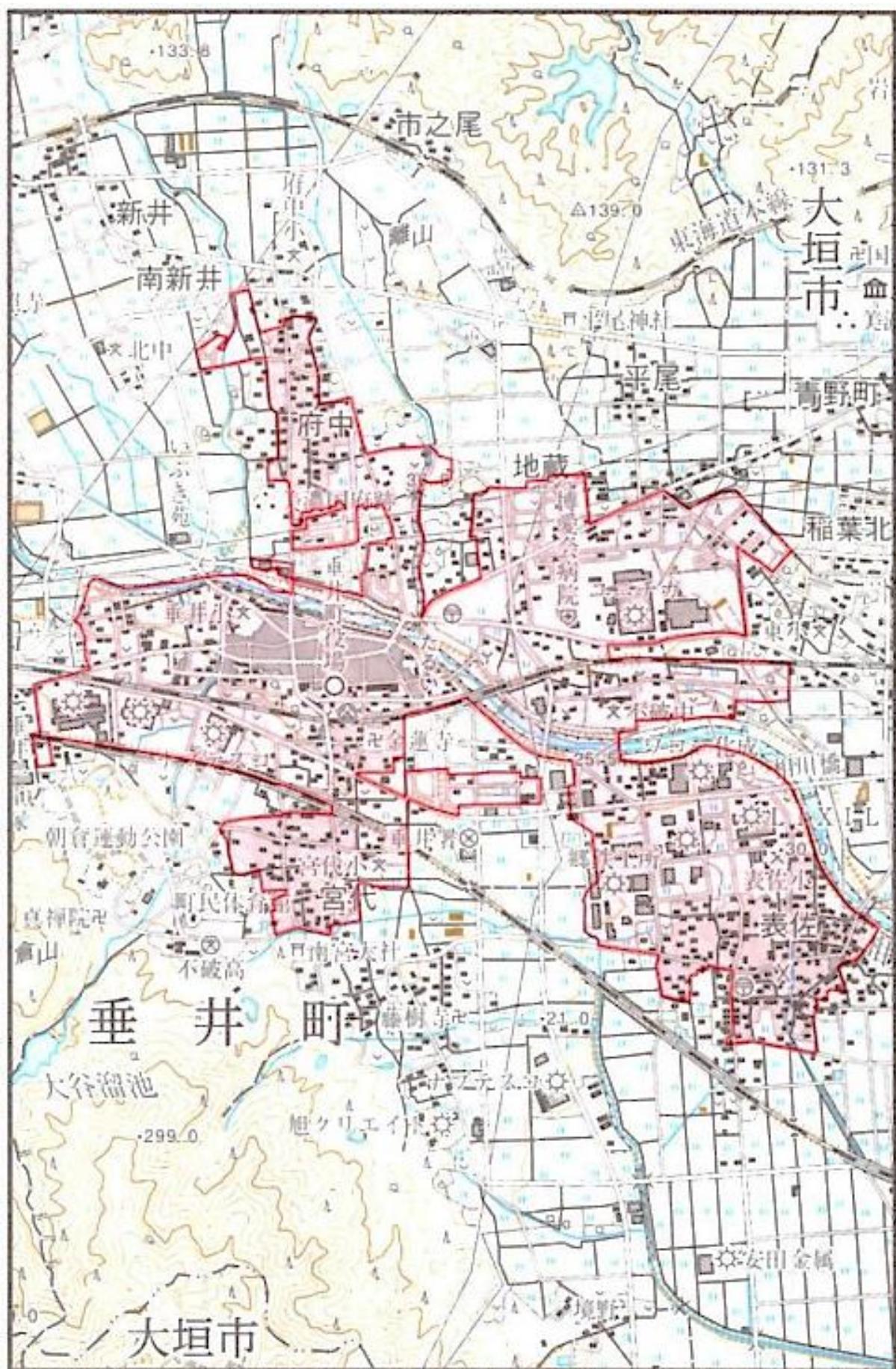
(1)記載要領

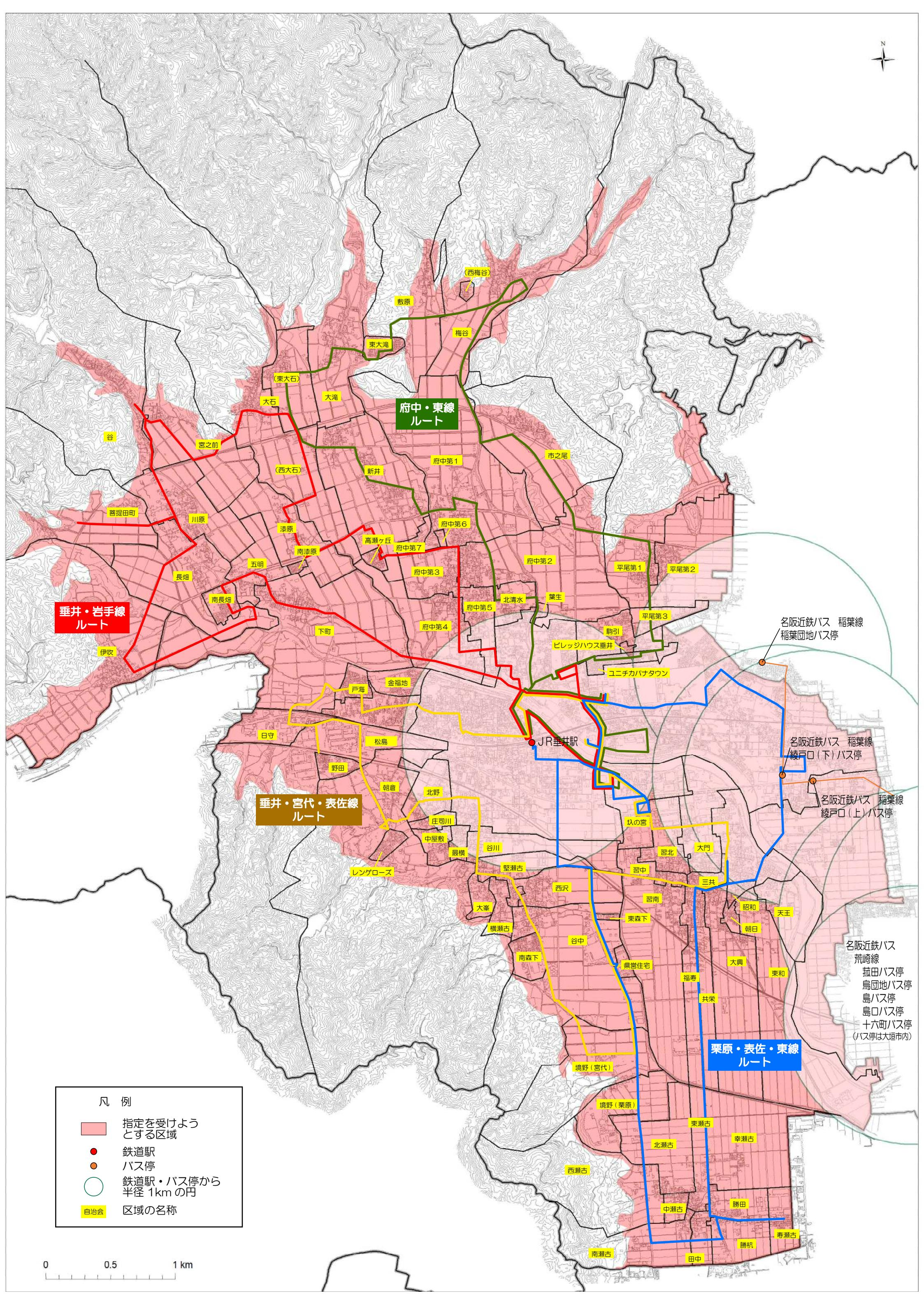
1. 人口は最新の国勢調査結果を基に記載すること。ただし、地方運輸局長等が指定する交通不便地域の場合は、申請する年度の前年度の3月末現在の住民基本台帳を基に記載すること。
2. 「人口集中地区以外」の欄は、国勢調査結果により設定された人口集中地区に該当しない地区の人口を記載すること。
3. 「交通不便地域等」の欄は、地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱(以下、「交付要綱」という。)の別表7(ハ②(1))に記載のある過疎地域の人口、交付要綱別表7(ハ②(2))(実施要領の2.(1)(11))に基づき地方運輸局長等が指定する交通不便地域の人口及び交付要綱別表7リに基づき地方運輸局長等が認める地域の合計(重複する場合を除く)を記載すること。
4. 「対象地区」の欄には、当該市町村の一部が交付要綱別表7(ハ②(1))に掲げる法律(根拠法)に基づき地域指定されている場合に、根拠法ごとに当該区域の旧市町村名等を記載すること。また、地方運輸局長等が指定する交通不便地域等が存在する場合には、該当する区域名を記載すること。
5. 「根拠法」の欄は、交通不便地域を地方運輸局長等が指定した場合は、「局長指定」と記載すること。また、乗用タクシー以外での輸送が著しく困難であるものとして地方運輸局長等が認めた場合は、「局長指定(乗用)」と記載すること。
6. 「特例適用開始年度」の欄は、地域公共交通利便増進実施計画又は地域旅客運送サービス継続実施計画を策定し、利便増進特例又は運送継続特例を適用する場合に記載すること。

(2)添付書類

1. 「人口集中地区以外の地区」及び「交通不便地域等」の区分が分かる地図を添付すること。(ただし、全域が交通不便地域等となる場合には省略可)

## 垂井町人口集中地区図面





地域特性や実情に応じた最適な生活交通ネットワークを確保・維持するため、幹線バス等の地域間交通ネットワークと密接な地域内のバス交通・デマンド交通の運行について支援。

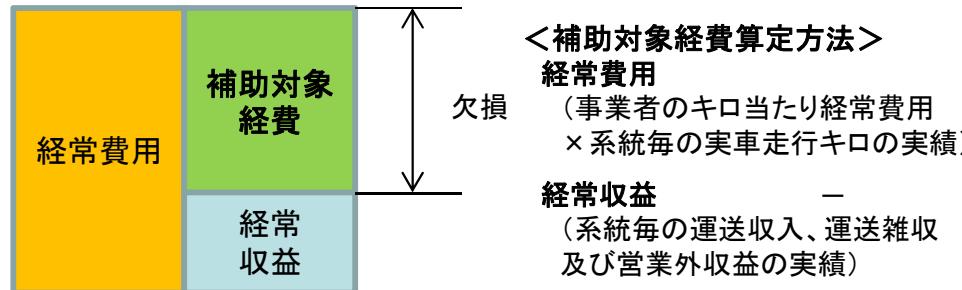
### 補助内容

#### ○ 補助対象事業者

地域公共交通活性化再生法に基づく協議会

#### ○ 補助対象経費

補助対象系統に係る経常費用から経常収益を控除した額



#### ○ 補助率

1/2 (乗用タクシー事業のみ上限100万円)

#### ○ 主な補助要件

都道府県または市町村が定めた地域公共交通計画に確保又は維持が必要として掲載され、

・一般乗合旅客自動車運送事業者、一般乗用旅客自動車運送事業者(※)、自家用有償旅客運送者による運行であること

(※)過去に乗合バス事業等による乗合旅客の運送を行っていた地域であって、乗用タクシー以外の輸送手段が無いと地方運輸局長が認めた地域に限る。

・補助対象地域間幹線バス系統を補完するものであること又は過疎地域等の交通不便地域の移動確保を目的とするものであること

・補助対象地域間幹線バス系統等へのアクセス機能を有するものであること

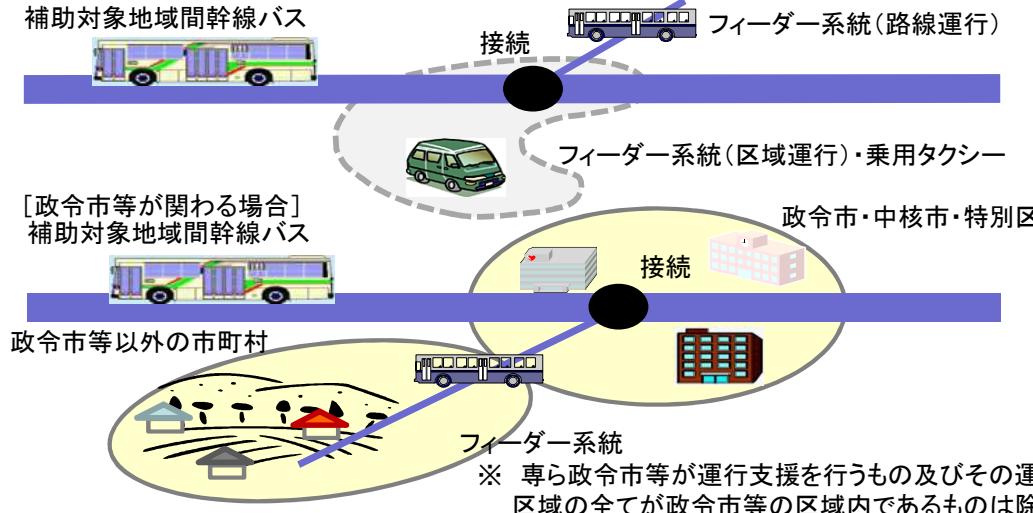
・新たに運行を開始するもの又は公的支援を受けるものであること

・乗車人員が2人／1回以上であること  
(路線不定期運行、区域運行及び乗用タクシーによる運行を除く。)

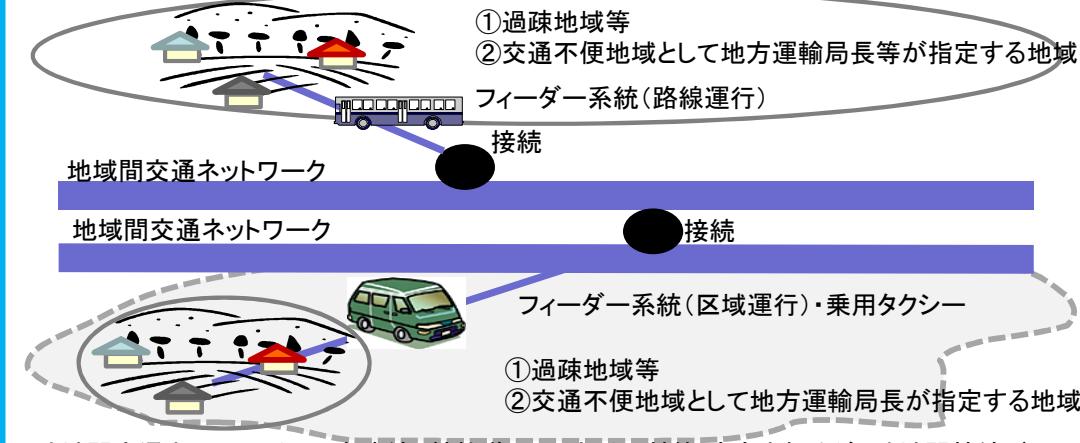
・経常赤字であること

### 補助対象系統のイメージ

#### (1) 補助対象地域間幹線バス系統への接続



#### (2) 交通不便地域



\* 地域間交通ネットワーク: 黒字路線、鉄軌道(JR、大手民鉄等)も含まれるが、地域間幹線バスは、幹線性(複数市町村間、運行頻度)が必要

\* 乗用タクシーによる運行は、過去に路線バス等による運行を行っていた地域であって、乗用タクシー以外の輸送手段が無いと地方運輸局長が認めたものであること。

## 令和3年度巡回バス実績一覧表

令和4年3月末現在

	巡回バス乗車実績																				月合計	定期券・回数券販売実績						総合計	備考						
	ときめき 垂井・岩手線				ふれあい 府中・東線				さわやか 垂井・宮代・表佐線				すこやか 栗原・表佐・東線				4車合計					池田温泉 福祉バス	回数券 販売実績		定期券1ヶ月 販売実績		定期券3ヶ月 販売実績								
	現金	回数券	定期券	免除	免許返納	現金	回数券	定期券	免除	免許返納	現金	回数券	定期券	免除	免許返納	現金	回数券	定期券	免除	免許返納		現金	枚数	金額	枚数	金額	枚数	金額							
4月	220	103	113	37	23	218	116	34	25	25	315	216	65	156	33	231	147	177	110	17	984	582	389	328	98	2,381	169	2	47	49,000	3	6,000	—	—	153,400
5月	188	57	89	20	17	185	75	32	20	43	255	149	22	113	26	187	77	151	79	36	815	358	294	232	122	1,821	133	1	33	34,000	—	—	3	15,000	130,500
6月	188	88	114	34	10	252	104	38	33	26	310	218	80	150	29	253	83	173	97	31	1,003	493	405	314	96	2,311	138	—	42	42,000	2	4,000	4	20,000	166,300
7月	153	72	100	33	5	212	97	23	51	15	252	203	50	116	23	260	62	157	139	39	877	434	330	339	82	2,062	150	—	40	40,000	2	4,000	—	—	131,700
8月	178	75	83	37	4	236	82	20	77	21	232	195	27	177	30	264	90	159	130	30	910	442	289	421	85	2,147	151	2	43	45,000	2	4,000	3	15,000	155,000
9月	194	48	79	35	12	178	112	16	42	12	204	195	45	158	45	240	108	143	138	16	816	463	283	373	85	2,020	110	—	43	43,000	1	2,000	3	15,000	141,600
10月	188	60	100	33	9	236	95	40	53	20	294	145	52	154	29	274	80	163	93	7	992	380	355	333	65	2,125	160	—	35	35,000	2	4,000	—	—	138,200
11月	210	61	105	37	22	173	111	34	51	15	320	155	46	166	32	264	85	177	111	19	967	412	362	365	88	2,194	179	10	37	47,000	1	2,000	4	20,000	165,700
12月	236	71	72	24	20	196	125	27	42	20	265	147	54	168	42	282	77	195	100	4	979	420	348	334	86	2,167	147	—	39	39,000	—	—	2	10,000	146,900
1月	178	47	64	24	9	143	111	35	52	14	272	88	42	139	34	284	66	178	115	3	877	312	319	330	60	1,898	140	—	33	33,000	1	2,000	1	5,000	127,700
2月	176	26	26	64	9	138	82	27	53	6	262	108	24	90	28	246	60	144	85	5	822	276	221	292	48	1,659	125	2	23	25,000	1	2,000	5	25,000	134,200
3月	256	41	96	20	22	184	129	35	57	10	292	119	86	144	17	356	83	204	109	5	1,088	372	421	330	54	2,265	138	100	33	133,000	—	—	2	10,000	260,800
小計	2,365	749	1,041	398	162	2,351	1,239	361	556	227	3,273	1,938	593	1,731	368	3,141	1,018	2,021	1,306	212	11,130	4,944	4,016	3,991	969	25,050	1,740	117	448	565,000	15	30,000	27	135,000	1,852,000
路線計	4,715				4,734				7,903				7,698				25,050																		

	稼働日数	1日平均
4月	21	113.4
5月	18	101.2
6月	22	105.0
7月	20	103.1
8月	21	102.2
9月	20	101.0
10月	21	101.2
11月	20	109.7
12月	20	108.4
1月	19	99.9
2月	16	103.7
3月	22	103.0



利用者合計	25,050 人
1日平均	104.4 人

※旧巡回バス 1日平均77人(平成26年度実績)

○垂井町地域公共交通会議設置要綱

平成26年4月25日

告示第38号

改正 平成27年6月19日告示第71号

令和3年7月2日告示第102号

(目的)

第1条 垂井町は、道路運送法（昭和26年法律第183号）の規定に基づき、地域における需要に応じた住民の生活に必要な交通手段の確保、その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要となる事項を協議するとともに、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号）の規定及び地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱（平成23年国総計第97号、国鉄財第368号、国鉄業第102号、国自旅第240号、国海内第149号、国空環第103号）の規定に基づき、垂井町地域公共交通計画及び生活交通確保維持改善計画（以下「計画等」という。）の策定に関する協議及び計画の実施に係る連絡調整を行うため、垂井町地域公共交通会議（以下「交通会議」という。）を設置する。

(協議事項)

第2条 交通会議は、次に掲げる事項を協議するものとする。

- (1) 本町における公共交通のあり方に関する事項
- (2) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様及び運賃、料金等に関する事項
- (3) 町運営有償運送の必要性及び旅客から收受する対価に関する事項
- (4) 計画等の策定及び変更に関する事項
- (5) 計画等の実施に関する事項
- (6) 交通会議の運営方法その他交通会議が必要と認める事項

(会長及び委員)

第3条 交通会議は、会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は、町長又はその指名する者をもって充てる。
- 3 会長は、会務を総括する。
- 4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理

する。

5 交通会議の委員は、次に掲げる者とする。

- (1) 町長又はその指名する者
- (2) 一般旅客自動車運送事業者
- (3) 一般旅客自動車運送事業者が組織する団体
- (4) 住民又は利用者の代表
- (5) 岐阜運輸支局長又はその指名する者
- (6) 一般旅客自動車運送業者の事業用自動車の運転者が組織する団体の代表者
- (7) 道路管理者又はその指名する者
- (8) 垂井警察署長又はその指名する者
- (9) 前各号に掲げるもののほか、町長が交通会議の運営上必要と認める者

6 委員の任期は2年とする。ただし、再任は妨げない。

7 職名をもって委嘱された委員が欠けた場合、後任者の任期は前任者の残任期間とする。

(交通会議の運営)

第4条 交通会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 交通会議は、委員の過半数が出席しなければ、これを開くことができない。ただし、あらかじめ委任状（別記様式）の提出により、代理者に権限の委任がある場合は、代理者を出席委員とみなす。

3 交通会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 会長は、必要があると認める場合は、議事に関係ある者を交通会議に出席させ説明若しくは助言を聞き、又は資料の提出を求めることができる。

5 交通会議は原則として公開するものとする。ただし、交通会議の決定により非公開とすることができます。

(協議結果の取扱い)

第5条 交通会議において協議が整った事項については、協議会の構成員はその協議結果を尊重しなければならない。

(事務局)

第6条 交通会議の運営に関する事務を行うため、事務局を企画調整課に置く。

2 事務局には事務局長を置き、企画調整課長をもって充てる。

3 事務局員は、企画調整課の職員をもって充てる。

4 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、交通会議の運営に関して必要な事項は、

会長が交通会議に諮り定める。

附 則

この要綱は、平成26年5月1日から施行する。

附 則（平成27年6月19日告示第71号）

この要綱は、平成27年6月19日から施行する。

附 則（令和3年7月2日告示第102号）

この要綱は、令和3年10月1日から施行する。

